

令和5年度 地域力創造推進会議〈第二部〉

地域力創造グループ施策について

令和6年2月
総務省

目次

1	地方への人の流れの創出・拡大	2
	(地域おこし協力隊の強化、地域活性化起業人(企業派遣型/副業型)、地域プロジェクトマネージャー 移住・定住対策への支援/移住・交流情報ガーデン、関係人口の創出・拡大、ふるさとワーキングホリデー サテライトオフィスのマッチング支援、子ども農山漁村交流プロジェクト、地域力創造アドバイザー)	
2	エネルギーの地産地消及び地域脱炭素の推進	18
	(分散型エネルギーインフラプロジェクト、地域脱炭素の一層の推進、GXアドバイザー、木材利用の促進)	
3	地域の暮らしを守る取組	23
	(特定地域づくり事業協同組合、地域運営組織、過疎地域の持続的発展の支援、集落支援員、 都道府県過疎地域等政策支援員)	
4	地域におけるDXの推進	35
	(地域DXを支える推進体制の構築、デジタル人材の確保・育成の推進)	
5	定住自立圏構想の推進と活気あるまちづくり	38
	(定住自立圏構想の推進、空き家対策、所有者不明土地等対策、PPP/PFIの導入促進)	
6	地域の国際化の推進	46
	(JETプログラムの活用等、地域における多文化共生の推進)	
7	その他の施策	58

1 地方への人の流れの創出・拡大

地域おこし協力隊

地域おこし協力隊とは

- **制度概要**：都市地域から過疎地域等の**条件不利地域に住民票を異動**し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場製品の開発・販売・P R等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの**「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る**取組。
- **実施主体**：地方公共団体
- **活動期間**：**概ね1年以上3年以下**
- **地方財政措置**：
 - ◎ 地域おこし協力隊取組自治体に対し、概ね次に掲げる経費について、地方交付税措置
 - ① 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：1自治体あたり300万円上限
 - ② 地域おこし協力隊員の活動に要する経費：隊員1人あたり520万円上限(報償費等：320万円、その他活動経費：200万円)
 - ③ 地域おこし協力隊員の日々のサポートに要する経費：1自治体あたり200万円上限
 - ④ 地域おこし協力隊員等の起業に要する経費：任期2年目から任期終了翌年の起業する者1人あたり100万円上限



地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～

地域おこし協力隊

- 自身の才能・能力を活かした活動
- 理想とする暮らしや生き甲斐発見

地域

- 斬新な視点(ヨソモノ・ワカモノ)
- 協力隊員の熱意と行動力が地域に大きな刺激を与える

地方公共団体

- 行政ではできなかった柔軟な地域おこし策
- 住民が増えることによる地域の活性化

隊員数、取組自治体数の推移

⇒ **令和8年度に10,000人を目標**

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
隊員数	89人	257人	413人	617人	978人	1,629人	2,799人	4,090人	4,976人	5,530人	5,503人	5,560人	6,015人	6,447人
自治体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体	673団体	886団体	997団体	1,061団体	1,071団体	1,065団体	1,085団体	1,116団体

※ 隊員数、自治体数は、総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づくもの(いずれも特別交付税算定ベース)。
 ※ 平成26年度から令和3年度の隊員数は、名称を統一した「田舎で働き隊(農林水産省)」の隊員数を含む。

隊員数の特徴

- ・ 隊員の**約4割は女性**
- ・ 隊員の**約7割が20歳代と30歳代**

任期終了後の隊員の動向 (R4.3末調査時点)

- ・ 令和4年3月31日までに任期終了した隊員の累計は**9,656人**
- ・ 任期終了後、**およそ65%が同じ地域に定住**(うち、約4割が起業、約4割が就業、約1割が就農・就林等)

地域おこし協力隊 地方財政措置の拡充

1. 報償費等の引上げ

○地域おこし協力隊員の活動に関する特別交付税措置の拡充

(1) 報償費等の上限を、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給への対応のため引上げ
(隊員1人当たり280万円⇒**320万円**)

(2) より専門性の高いスキルを持つ人材や豊富な社会経験を積んだ人材の報償費等の弾力運用の
上限を引上げ(弾力運用幅の上限50万円⇒**100万円**)

2. JET青年等外国人隊員の増加に向けた取組支援

○JET青年等外国人の地域おこし協力隊員の増加に資する取組支援のための

特別交付税措置の創設(道府県のみ)

外国人材の地域おこし協力隊への関心喚起及びマッチング支援等

外国人地域おこし協力隊員の活動支援

新規特交① <新規採用者数の増加施策>

○外国人の方のみを対象とする地域おこし協力隊員
への関心喚起イベントの開催

県が、外国人の方が参加可能な、隊員活動視察や
交流イベントを開催。

(※) JET青年を念頭に置いているものの、外国人の方を広く参加可
能とする。

○イベント参加者と県内受入れ団体のマッチング支援

県が、イベント参加者への継続的な広報、イベント参
加者の関心調査(隊員となり得るポテンシャル層の
把握)を実施するとともに、当該調査結果の県内団
体への情報提供を実施。

○イベント参加者(外国人材)が、県・県
内受入れ市町村において、地域おこし協力
隊員として活動

新規特交② <中途退任者の減少施策>

○外国人隊員のサポート

県が、県・県内受入れ団体において活動する外国人
隊員への特有のサポートを実施。

○外国人の方を対象とするおためし地域おこし協力隊・地域おこし協力隊インターンのサポート

県・県内受入れ団体において、外国人の方のおためし地域おこし協力隊・地域おこし協力隊インターンを受入れる
場合に、県が、外国人の方への特有のサポート(資料翻訳・通訳派遣等)を実施。

【措置内容①】外国人材の地域おこし協力隊への関心喚起及びマッチング支援等

- ・ 上限額 : 200万円/県
- ・ 対象経費 : 会場借上費用、視察先への移動費・諸謝金等、参加者の宿泊費・交通費、
募集・広報費、関心調査費、情報提供費、資料翻訳費、通訳費 等

【措置内容②】外国人隊員のサポート

- ・ 上限額 : 100万円/県
- ・ 対象経費 : 自治体・外国人隊員への研修費、
研修資料の翻訳費、県内の他の
外国人隊員との交流経費 等

◎ 地域おこし協力隊に取り組む自治体に対し、次に掲げる経費について、特別交付税措置

【隊員の募集・受入】

- ① 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：300万円／1団体を上限
- ② 「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：100万円／1団体を上限
- ③ 「地域おこし協力隊インターン」に要する経費：100万円／1団体を上限^(※1)、1.2万円／1人・1日を上限^(※2)
(※1) …団体のプログラム作成等に要する経費、(※2) …参加者の活動に要する経費

④ 広域的に実施する J E T 青年等の外国人の地域おこし協力隊への

関心喚起及びマッチング支援等に要する経費(道府県のみ)：200万円／1団体を上限

【隊員の活動期間中】

- ⑤ 地域おこし協力隊員の活動に要する経費：520万円／隊員1人を上限
・報償費等…320万円（隊員のスキルや地理的条件等を考慮した上で、最大420万円まで支給可能。その場合も520万円が上限）
・その他の経費…200万円（活動旅費、作業道具等の消耗品費、関係者間の調整などに要する事務的な経費、研修等の経費など）
- ⑥ 地域おこし協力隊員の日々のサポートに要する経費(市町村のみ)：200万円／1団体を上限

⑦ 広域的に実施する外国人の地域おこし協力隊員のサポートに要する経費（道府県のみ）：

100万円／1団体を上限

【隊員の任期終了後】

- ⑧ 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費：100万円/隊員1人を上限
・任期2年目から任期終了後1年以内の起業又は事業承継が対象。
- ⑨ 任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費：措置率0.5

◎ 都道府県に対し、以下の取組に要する経費について、普通交付税措置

- ① 地域おこし協力隊等を対象とする研修等
- ② 地域おこし協力隊員OB・OGを活用した現役隊員向けのサポート体制の整備

地域おこし協力隊の推進に要する経費

R6当初予算額(案):248百万円
(R5当初予算額:208百万円)

- 地域おこし協力隊の隊員数は、令和4年度は6,447人であり、令和8年度までに10,000人とする目標を掲げている（デジタル田園都市国家構想総合戦略）。
- 目標の達成に向けて、**情報発信の強化、現役隊員・自治体職員双方へのサポートの充実等の取組**により地域おこし協力隊の取組を更に強化し、**地方への新たな人の流れを力強く創出**する。

制度周知・隊員募集

■「地域おこし協力隊全国サミット」の開催

- ・ 地域おこし協力隊や自治体関係者のほか広く一般の方が参加できる「地域おこし協力隊全国サミット」を開催し、制度を周知するとともに、隊員同士の学びや交流の場等を提供する。

- ・ **拡充** 併せて、**事前参加型オンラインイベントを実施すること等により、事業実施効果の向上を図る。**



■戦略的な広報の実施

- ・ **新規** インターネット広告やホームページ、SNS等による制度の周知を、ターゲットに応じて戦略的に実施し、隊員のなり手の更なる掘り起こしを行う。

■課題を抱えている自治体に対する伴走支援の強化

- ・ **拡充** 令和5年度から実施している「地域おこし協力隊アドバイザー派遣事業」を拡充し、課題を抱えている自治体に対する伴走支援を強化する。

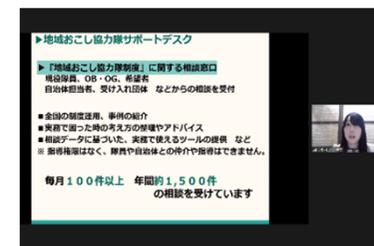
隊員活動期間中

■「地域おこし協力隊サポートデスク」による相談体制の確保

- ・ 隊員や自治体職員からの相談に一元的に対応できるよう「地域おこし協力隊サポートデスク」において効果的なアドバイスを提供する。

■各種研修会等の実施

- ・ 初任者研修やステップアップ研修といった隊員の「段階別」の研修を実施するとともに、隊員の孤立化の防止に向けて、同じ分野で活動する隊員間のつながりを強化し、任期終了後にも頼れる知己を得る場として「活動分野別」の研修を実施する。
- ・ より一層の制度理解、隊員の円滑な活動の支援等のため、自治体職員向けの研修等を実施する。



■起業・事業化研修等の実施

- ・ 隊員の起業・事業化等を支援するため、専門家のアドバイスによるビジネスプランの磨き上げ、事業実現に向けたサポート等を実施する。

■「地域おこし協力隊全国ネットワーク」等の推進

- ・ 「地域おこし協力隊全国ネットワーク」において、情報収集・発信、隊員やOB・OGの活動支援等に取り組む。
- ・ 各地域における、OB・OG等によるネットワークの円滑な運営を推進することにより、より身近できめ細やかなサポート体制を構築する。

任期後

起業・定住

地域への
人材還流を
促進！

地域活性化起業人 (H26～) ※H26～R2は「地域おこし企業人」

- 地方公共団体が、三大都市圏に所在する企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらい、地域活性化を図る取組に対し特別交付税措置。
- 総合経済対策(R5補正)において、三大都市圏の企業への集中的な周知広報及びマッチング支援を実施。

対象者

三大都市圏に所在する企業等の社員(在籍派遣)

※三大都市圏に本社機能を有する企業等については派遣時に三大都市圏に勤務することを要しない

受入団体

- ①三大都市圏外の市町村
- ②三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村

1,432市町村
※R5.4.1現在

活動内容(例)

地域活性化に向けた幅広い活動に従事

- 観光振興 ○デジタル人材 ○地場産品の開発・販路拡大 ○地域経済活性化 ○移住促進・交流人口の拡大 等

特別交付税措置

- 派遣元企業に対する負担金など起業人の受入れの期間中に要する経費 上限額 年間560万円/人
- 起業人が発案・提案した事業に要する経費 上限額 年間100万円(措置率0.5)/人
- 起業人の受入準備経費 上限額 年間100万円(措置率0.5)/団体
(派遣元企業に対する募集・PR、協定締結のために必要となる経費)

期間

6か月～3年

自治体

民間のスペシャリスト人材
を活用した地域の課題解決へのニーズ

- ⇒ 民間企業において培った専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用
- ⇒ 外部の視点・民間の経営感覚・スピード感覚を得ながら取組を展開



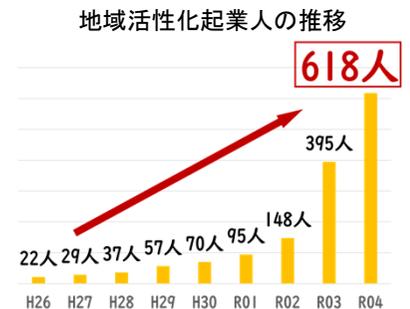
(協定締結)

民間企業

社会貢献マインド

人材の育成・キャリアアップなど

- ⇒ 民間企業の新しい形の社会貢献
- ⇒ 多彩な経験を積ませることによる人材育成・キャリアアップ
- ⇒ 経験豊富なシニア人材の新たなライフステージを発見



地域活性化起業人（副業型）の創設

- 企業人材の副業ニーズの増加を踏まえ、大都市圏の企業の社員を即戦力として活用する地域活性化起業人について、企業から社員を派遣する方式（企業派遣型）に加え、地方公共団体と企業に所属する個人間の協定に基づく副業の方式（副業型）に対する特別交付税措置を創設。

自治体

- ① 3大都市圏外の市町村
 - ② 3大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村
- （対象：1,432市町村）

協定締結

<新規>
副業型
協定締結

社員個人

民間企業

（大都市圏に所在する企業等）

【企業派遣型】

- 要件
 - ・ 自治体と企業が協定を締結
 - ・ 受入自治体区域内での勤務日数が月の半分以上
- 特別交付税
 - ① 受入れの期間前に要する経費（上限100万円/団体、措置率0.5）
 - ② 受入れの期間中に要する経費（上限560万円/人）
 - ③ 発案・提案した事業に要する経費（上限100万円/人、措置率0.5）

【副業型】

- 要件
 - ・ 自治体と**企業に所属する個人**が協定を締結（フリーランス人材は対象外）
 - ・ 勤務日数・時間 **月4日以上かつ月20時間以上**
 - ・ 受入自治体における滞在日数は**月1日以上**
- 特別交付税
 - ① 受入れの期間前に要する経費（上限100万円/団体、措置率0.5）
 - ② 受入れの期間中に要する経費（**報酬上限100万円/人＋旅費上限100万円/人（合計の上限200万円/人）**）
 - ③ 発案・提案した事業に要する経費（上限100万円/人、措置率0.5）

- 官民連携により、デジタル人材・インバウンド人材・GX人材など、企業の即戦力人材の地方への流れを創出するため、三大都市圏の企業に対し広く活用を促すとともに、自治体と民間企業間のマッチング支援を行うことにより、地域活性化起業人の活用をさらに推進。

1. 制度概要

- 地域活性化起業人制度は、三大都市圏に所在する企業等の社員を市町村が一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域活性化を図る取組。令和4年度の地域活性化起業人は618人と、過去最高を記録。

2. 現状と課題

- 地方公共団体の現場では複雑多様化する喫緊の諸課題を抱えつつ、特に、デジタル人材・インバウンド人材・GX人材等、即戦力の人材が早急に必要とされている。
- 企業にとっては、社会貢献ニーズの一層の高まりから、当該制度を活用した新しいかたちでの社会貢献への期待や、社員の人材育成、シニア人材の新たなライフステージの提供に対する当該制度へのニーズが高まっている。

3. 対策

三大都市圏の企業に対し広く活用を促すとともに、その後のマッチング支援を行う。

- ①三大都市圏に所在する企業への制度周知・調査のための「企業基本ニーズ調査」
- ② ①調査を踏まえた関心のある協力企業への「更なる企業ニーズ調査」
- ③ ②調査を踏まえた自治体と企業のマッチングセミナーの開催等、戦略的なマッチング機会の提供

地域プロジェクトマネージャー

- 地方公共団体が重要プロジェクトを実施する際には、外部専門人材、地域、行政、民間などが連携して取り組むことが不可欠。そこで、市町村が、関係者間を橋渡ししつつプロジェクトをマネジメントできる「ブリッジ人材」について、「地域プロジェクトマネージャー」として任用する制度を令和3年度に創設。
- 令和4年度には70市町村が活用（特別交付税ベース）。

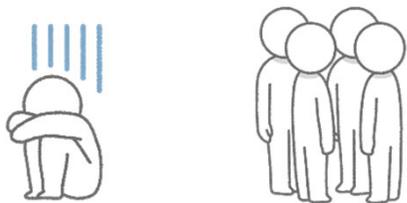
イメージ

★ブリッジ人材が不在だと・・・

- ・コミュニケーション不足から混乱が生起、関係者がお互いに不信感



- ・せっかく外部専門人材を招へいできても孤立



⇒プロジェクトの実があがらない状態に

★地域プロマネ任用により・・・

- ・多様な関係者間を調整、橋渡し



- ・チームとしてプロジェクトを推進



⇒プロジェクトを着実に
成果へつなげる！

制度概要

★人物像

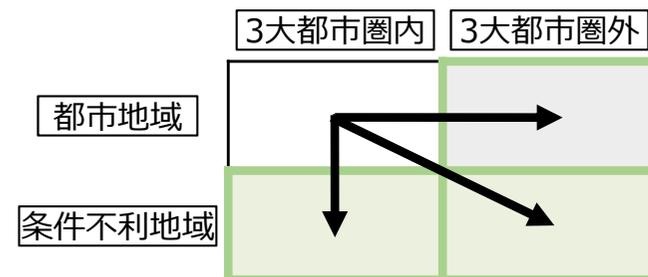
- ・地域の実情の理解、専門的知識・仕事経験を通じた人脈の活用、受入団体及び地域との信頼関係の構築 etc

★地方財政措置

- ・地域プロジェクトマネージャーの雇用に必要な経費を対象に、650万円/人を上限に特別交付税措置
- ・1市町村あたり2人、1人あたり3年間に上限

★地域要件

- ・3大都市圏内又は3大都市圏外都市地域から、条件不利地域へ住民票を異動（地域おこし協力隊と同様）
- ・ただし、現地在住の地域おこし協力隊OB・OG、地域活性化起業人OB・OGから任用される場合には移住は求めない



自治体による移住関連施策への特別交付税措置

【施策概要】

- 地方公共団体が実施する移住体験（二地域居住体験を含む）、移住者希望者等に対する就職・住居支援等について平成27年度より特別交付税措置。

取組の内容

	地方団体の取組例	措置概要
①情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の設置 ・「移住・交流情報ガーデン」などにおける移住相談会、移住セミナー等の開催 ・各自治体のHP、東京事務所等での情報発信 ・移住関連パンフレット等の制作 ・移住促進等のためのプロモーション動画の制作 	<p>「地方自治体が発行する移住・定住対策等の推進について」（令和3年3月30日付け総行応第79号）</p> <p>I. 地方自治体が発行する移住・定住対策に要する経費に対する特別交付税措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左の①～④の対象事業に要する経費を対象（措置率0.5×財政力補正） <p>II. 「移住コーディネーター」又は「定住支援員」の設置に要する経費に対する特別交付税措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左の⑤の「移住コーディネーター」又は「定住支援員」（移住・定住に関する支援を行う者）を設置する場合の報償費等及び活動経費を対象 ○ 1人当たり350万円上限（兼任の場合40万円上限）
②移住体験	<ul style="list-style-type: none"> ・移住体験ツアー（二地域居住体験）の実施 ・移住体験住宅の整備 ・Uターン産業体験（農林水産業、伝統工芸等） 	
③就職支援	<ul style="list-style-type: none"> ・移住希望者等に対する職業紹介、就職支援 ・新規就業者（本人、受入企業）に対する助成 	
④住居支援	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家バンクの運営 ・住宅改修への助成 	
⑤移住を検討している者や移住者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・移住コーディネーターや定住支援員による支援 	

移住・交流情報ガーデン

R6当初予算額(案):93百万円
(R5当初予算額:93百万円)

- 地方への移住を検討している方等に対し、居住・就労・生活支援等に係る情報提供や相談についてワンストップで対応する窓口である「移住・交流情報ガーデン」を東京駅八重洲口に開設(平成27年3月28日開設)
- 関係省庁とも連携し、総合的な情報提供を実施。地方自治体等による移住相談会、フェア等の場として利用可能。

○移住・交流情報ガーデンの来場者数・あっせん件数等実績

年度	来場者数 (人)	あっせん件数 (件)	イベント回数 (回)
平成27年度	16,687	7,593	206
平成28年度	11,319	6,800	193
平成29年度	13,955	9,791	254
平成30年度	12,772	10,149	249
令和元年度	10,841	9,811	252
令和2年度	3,192	914	35
令和3年度	2,894	617	51
令和4年度	6,618	3,298	140

※平成27年度には、平成27年3月28～31日分を含む。

○関係府省とも連携し、地方への移住等に係る問合せや、しごと情報・就農支援情報に対応する「**相談窓口コーナー**」

○地方自治体等による移住相談会、フェア等の場として利用可能な「**イベント・セミナースペース**」

○自由に地方への移住等に関する情報を検索できる「**情報検索コーナー**」や、「移住・交流」や「地域おこし協力隊」に関するパンフレットを配架している「**地域資料コーナー**」

○地域おこし協力隊に関する相談等を一元的に対応する「**地域おこし協力隊サポートデスク**」



(移住フェアの様様)



(移住相談ブース)



【所在地】東京都中央区京橋1-1-6 越前屋ビル

【アクセス】JR／東京駅(八重洲中央口)より徒歩4分

地下鉄／銀座線 京橋駅より徒歩5分

銀座線・東西線 都営浅草線 日本橋駅より徒歩5分

関係人口を活用した地域の担い手確保事業

R6当初予算額(案):6百万円
(R5当初予算額:6百万円)

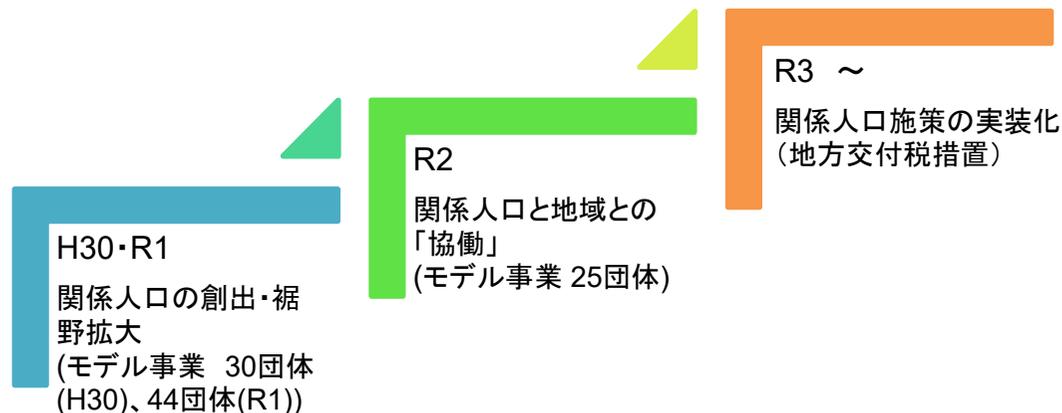
- 総務省では「『関係人口』ポータルサイト」を通じ、関係人口の意義や事例について情報発信するとともに、平成30年度からモデル事業を実施してその成果検証を行ってきたところ。
- さらに、関係人口が継続的かつより深く地域に関わるための参考事例とノウハウを提供するとともに、各地方公共団体の多様な取組を広く周知。
- また、地方財政措置を講じることにより、関係人口の創出・拡大に向けた取組の全国各地での実装化を推進。

全国に向けた情報発信の強化

「『関係人口』ポータルサイト」を通じ、関係人口が継続的かつより深く地域に関わるための参考事例とノウハウを提供するとともに、各地方公共団体の多様な取組を広く周知することで、関係人口の創出・拡大を図る。

地方財政措置を通じた地方公共団体の取組の実装化

○地方公共団体が関係人口の創出・拡大に取り組むための経費について、令和3年度より地方交付税措置を講じることにより、全国各地での取組を推進。



全国各地で取組の実装化

目指す姿

全国各地で、
関係人口が地域と
関わり合いながら
地域活性化に貢献



ふるさとワーキングホリデー

R6当初予算額(案):30百万円
(R5当初予算額:30百万円)

○ 都市部の人などが一定期間(2週間～1か月程度)地方に滞在し、働いて収入を得ながら、地域住民との交流や学びの場などを通じて地域での暮らしを体感していただくもの。



参加者

地元農家や企業等の業務に従事し収入を得ながら、地域との関わりを深める取組を通じて地域での暮らしをまるごと体感。



- ・ H28～R4において、約4,300人が参加（R4は、49団体が実施し、572名が参加）。
- ・ 参加者の約9割が満足、約8割が再訪意向があると回答。
- ・ 参加後、同地域において、移住・定住や、地域おこし協力隊として活躍するなどの例。

地方公共団体

滞在中、地域住民との交流や学びの場として地域の魅力・特色を活かした、その地域ならではのプログラムを参加者に提供。



地元農家・企業等

【農業・漁業・林業・旅館・観光業 等】
人手不足の解消が図れるとともに、都市部の若者等との交流が生まれる。



財政措置等により支援(総務省)

広報支援

- ・専用のポータルサイトの運用
- ・SNS(Twitter、facebook、Instagram)の運用
- ・インターネット広告の実施
- ・説明会の開催 等



地方財政措置

地方公共団体が実施するふるさとワーキングホリデーに要する経費について**特別交付税措置**

【対象経費の上限額】

1団体あたり15,000千円+5千円×全参加者の延べ滞在日数

サテライトオフィスのマッチング支援

R6当初予算額(案):10百万円
(R5当初予算額:10百万円)

- コロナ禍以降、テレワークやサテライトオフィス等が注目されていることを踏まえ、地方公共団体と企業とのマッチング支援等を実施することにより、地方へのヒト・情報の流れの創出を更に加速。

「お試しサテライトオフィス」に係る特別交付税措置

- 地方公共団体による都市部企業等の社員の「お試し勤務」の受入れを通じたサテライトオフィス誘致の取組に要する経費について特別交付税措置

対象経費

- ・ 都市部の企業のお試し勤務の誘引に要する経費（都市部におけるPR経費等）
- ・ お試し勤務環境の用意に要する経費（オフィスの賃料等（原則、ハード事業は対象外））
- ・ お試し勤務期間中の活動に要する経費（交通費、地元企業とのビジネスマッチングイベント開催費等）

対象経費の上限額：1団体当たり1,000万円
措置率0.5×財政力補正

特設サイト・Facebookページの活用

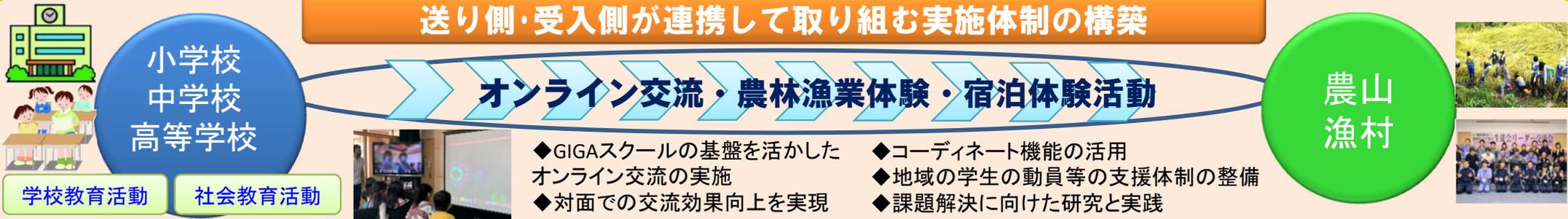
- 魅力あふれる職場環境を求める民間企業やサテライトオフィスの開設・誘致を目指す地方公共団体に向けて情報を発信するため、「お試しサテライトオフィス」特設サイト及びFacebookページを開設。
- 特設サイトでは、地方公共団体のサテライトオフィスの取組内容、企業の「お試し勤務」を受け入れる施設や地域の紹介などを掲載
- 併せてFacebookページで総務省及び関係地方公共団体における事業内容を適時発信

お試しサテライトオフィス 特設サイト
▶ <http://www.soumu.go.jp/satellite-office/>

 総務省 お試しサテライトオフィス Facebookページ
▶ <https://www.facebook.com/otameshisatelliteoffice/>



- 農山漁村での宿泊体験や自然体験を通じて、学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い子供の成長を支えるとともに、受入れ地域の活性化や交流による地域間の相互理解の深化に寄与。
- 子供の農山漁村体験交流の取組の拡大、定着を図るため、送り側・受入側の地方公共団体双方が連携して行う実施体制の構築を支援するモデル事業を実施。また、継続的な実施体制の構築を目指す地方公共団体による「子供の農山漁村体験交流計画」策定を支援するモデル事業を実施。
- GIGAスクール・自治体DXによる情報通信環境整備の進展等を踏まえ、対面での交流効果をより高めるためのオンライン交流を支援。
- 課題解消に向けた創意工夫の事例、国の支援施策等について情報を提供するとともに、関係者間のネットワークを形成するため、総務省、内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、文部科学省、農林水産省、環境省の主催によるセミナーを開催。



■子ども農山漁村交流プロジェクトセミナーの開催

子供の農山漁村体験の取組を拡大、推進するため、先進事例や課題解消に向けた創意工夫の事例、国の支援施策等について情報を提供するとともに、関係者間のネットワークを形成するためセミナーを全国各地で開催。

■体験交流計画策定支援事業

長期間継続できる体制を構築するため、効果的な取組内容や、取組にかかる課題解決について研究・検討を行い、この活動に取り組む地方公共団体のモデルとなる「子供の農山漁村体験交流計画」策定を推進。

【モデル事業対象経費の例】

- ・外部有識者等の旅費・謝金
- ・研修・会議に要する経費
- ・関係団体との調整に要する経費
- ・外部研修受講に係る受講料、旅費
- ・印刷製本費 等

■子供農山漁村交流支援事業

送り側・受入側双方が連携して宿泊体験活動の実施体制の構築に取り組む地方公共団体をモデルとして実証調査を行い、その事例やノウハウを横展開することにより、子供の農山漁村交流を推進。

【モデル事業対象経費の例】

送り側	受入側
<ul style="list-style-type: none"> ・コーディネートに要する経費 ・宿泊費用、体験料等の施設使用料 ・バスや備品等の借上げ料 ・補助員等への謝金 ・子供、教員、補助員等に係る保険料 ・オンライン交流に要する経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・コーディネートに要する経費 ・宿泊費用、体験料等の施設使用料 ・バスや備品等の借上げ料 ・指導員、NPOスタッフへの謝金 ・子供、教員、補助員等、指導者、NPOスタッフに係る保険料 ・オンライン交流に要する経費
(調整費、運営費、謝金、特産品の交換) 等	等

地方財政措置（特別交付税）

小中学校の取組や社会教育活動、協議会の運営等に係る経費について地方財政措置により支援。

1 地方財政措置の対象事業

- 次の要件を満たす事業が対象
- ・学校教育活動又は社会教育活動の一環として実施されるものであること
 - ・子供が受入地域の住民と接触する機会が確保されていること
 - ・子供が受入地域の住民の生活又は農林漁業等の営みを体験する機会が確保されていること

2 対象経費

- ・推進協議会の運営に要する経費（都道府県・市町村）
- ・地域協議会(送り側・受入側)の運営に要する経費(都道府県・市町村)
- ・小中学校の集団宿泊活動に要する経費（都道府県・市町村）

外部専門家（地域力アドバイザー）制度

地域人材ネット

外部専門家（＝地域力創造アドバイザー）のデータベース

- 都道府県や各省庁等の推薦を受け、地域独自の魅力や価値の向上の取組を支援する民間専門家や先進自治体で活躍している職員(課)を登録
- 民間専門家(502名)、先進自治体で活躍している職員(28名(組織を含む)) (令和5年4月1日現在 計530名・組織)
- 地域力創造アドバイザー検索ページ <http://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html>

財政措置

- 対象市町村：①3大都市圏外の市町村
②3大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村又は人口減少率が高い市町村
- 財政措置の内容：
市町村外在住の外部専門家を年度内に延べ10日以上又は5回以上招へい(リモート可)して、地域独自の魅力や価値を向上させる取組を実施した場合に、市町村に対して特別交付税措置をする
- 1市町村当たり、以下に示す額を上限額として、最大3年間
 - ◇ 民間専門家等活用 (560万円/年) ◇ 先進自治体職員(組織)活用 (240万円/年)

活用事例

<新潟県胎内市>

【取組事例】

ワイン製造施設運営事業において、ワインの品質向上等を目的にアドバイザー制度を活用。具体的には、市職員やワイン製造関係者を対象に、年8回に渡り商品開発や醸造に関する指導や助言を受けた。

【成果・効果】

ワインコンクールでの受賞や業界での評価向上に伴い、出荷量が増加するとともに、マーケティングの指導も受けた結果、「胎内高原ワイン」のブランド化にも成功した。



<北海道栗山町>

【取組事例】

栗山町地域おこし協力隊起業アドバイザー招聘事業において、カフェバルの開店を目的にアドバイザー制度を活用。具体的には、協力隊の方を対象に、任期終了後に向けて、延べ12日に渡り起業・ビジネスをするための学習会や経営に関する指導や助言を受けた。

【成果・効果】

飲食業や若者のコミュニティづくりに資する事業を担うことを目標に合同会社を設立。町内駅前通りに活動拠点となるカフェバルをオープンした。



2 エネルギーの地産地消及び地域脱炭素の推進

分散型エネルギーインフラプロジェクト

R6当初予算額(案)
地域経済循環創造事業交付金 6.0億円の内数

○地方公共団体を核として、需要家、地域エネルギー会社及び金融機関等、地域の総力を挙げて、バイオマス、廃棄物等の地域資源を活用した地域エネルギー事業を立ち上げるエネルギー供給事業導入計画(マスタープラン)の策定を支援。

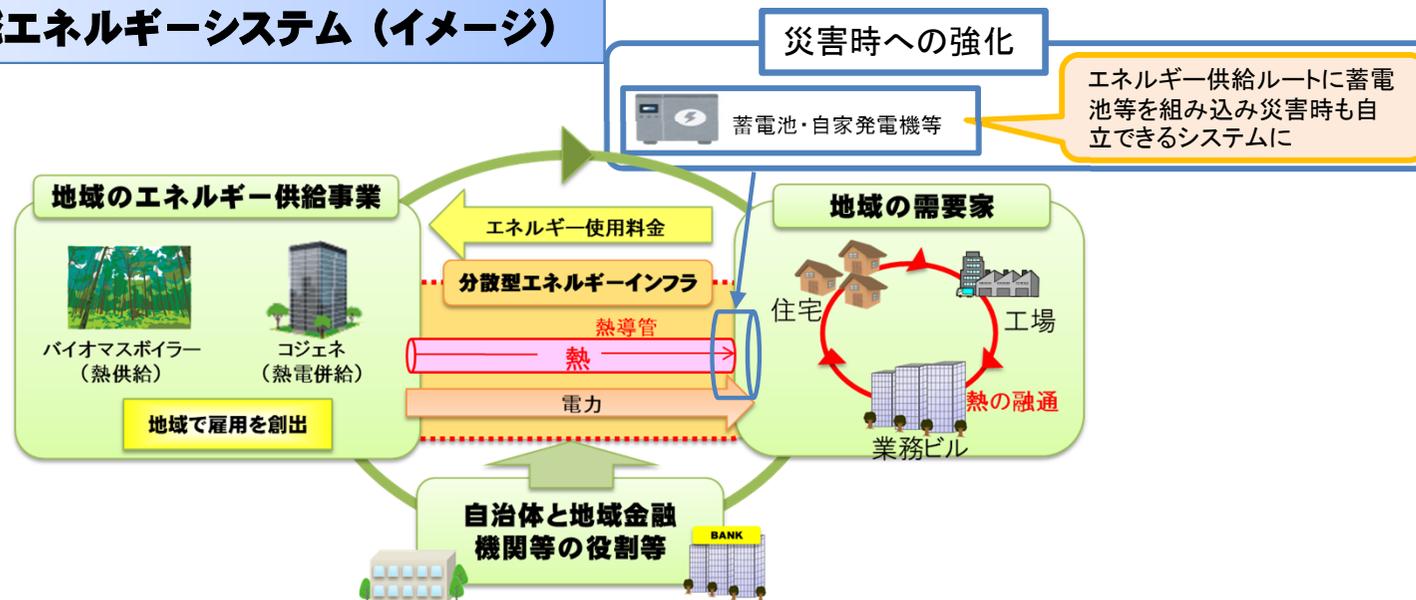
<補助対象> マスタープランの策定経費(上限2,000万円)

<補助率> 策定経費の1/2(財政力指数0.5未満市町村は2/3、財政力指数0.25未満市町村は3/4、新規性・モデル性の極めて高い事業計画は3/4)

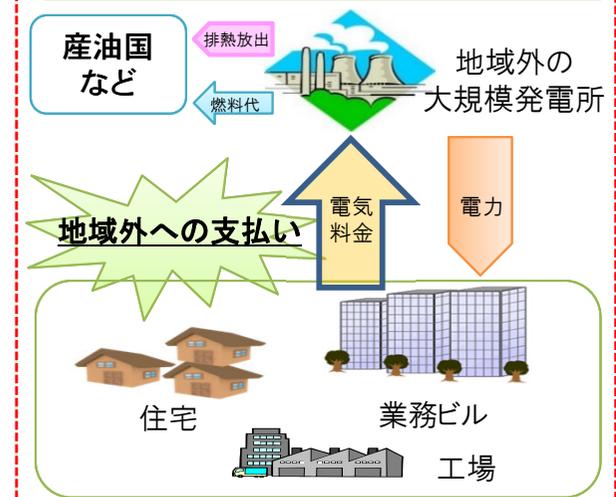
<実績> これまでに70の団体が策定(平成26年度~令和4年度)

○各省連携のプラットフォームとして、総務省を窓口とする関係省庁タスクフォース(農林水産省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省)を設け、マスタープランの策定段階から事業化まで、徹底したアドバイス等を実施。

地域エネルギーシステム(イメージ)



一般的なエネルギーシステム



地域脱炭素の一層の推進

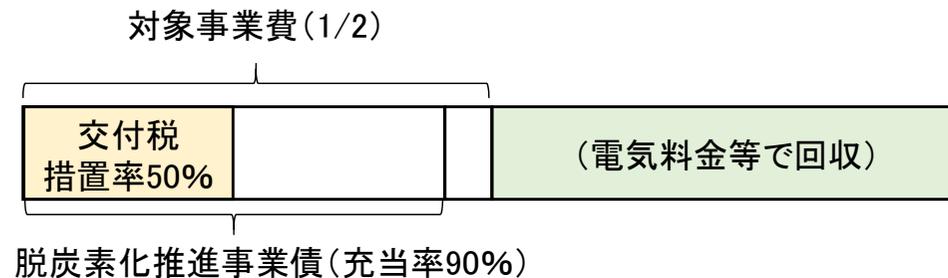
- 脱炭素化推進事業債について、再生可能エネルギーの地産地消を一層推進するため、地域内消費を主たる目的とする場合を対象に追加。
- 過疎地域における取組を推進するため、過疎対策事業債において「脱炭素化推進特別分」を創設。

1. 脱炭素化推進事業債の拡充

【拡充内容】「再生可能エネルギー設備」の整備について、「地域内消費」を主目的とするもの（第三セクター等に対する補助金）を対象に追加

※現行は自家消費を主目的とする場合が対象

【地方財政措置】事業費の1/2を上限として、脱炭素化推進事業債（充当率90%、交付税措置率50%）を充当。



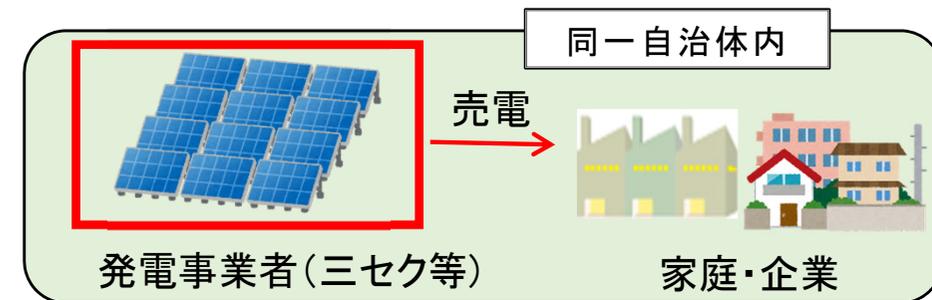
【現行の脱炭素化推進事業債の対象事業】

地方単独事業として行う以下の事業

- ①再生可能エネルギー設備
- ②公共施設等のZEB化
- ③公共施設等の省エネ改修
- ④LED照明の導入
- ⑤公用車における電動車の導入

【地域内消費のメリット】

- ・地域内経済循環
- ・エネルギーの効率的利用
- ・災害時の停電等のリスクの低減



2. 過疎対策事業債における「脱炭素化推進特別分」の創設

- 過疎対策事業債（充当率100%、交付税措置率70%）の対象施設において実施する上記①及び②を「脱炭素化推進特別分」と位置付け、他の事業に優先して同意等を行う。

※ 「地域内消費」を主目的とする再生可能エネルギー設備の整備のうち、国庫補助事業については、国庫補助を受けることにより独立採算が可能と見込まれることから、原則として過疎対策事業債の対象外。

GXアドバイザーの派遣

- 政府は、2050年カーボンニュートラル実現、2030年度温室効果ガス排出量46%削減(2013年度比)を目標として掲げている。
 - 「地域脱炭素ロードマップ」(令和3年6月9日)では、**①少なくとも100か所の脱炭素先行地域づくりや、②太陽光発電、住宅・建築物の省エネ等の重点対策の全国実施**等が盛り込まれるなど、地域主導の脱炭素の取組が重要となっている。
- ➡ このような中、総務省と地方公共団体金融機構との共同事業である**「経営・財務マネジメント強化事業」へGX分野を追加し、地域脱炭素に取り組む地方公共団体へアドバイザーを派遣する。**

支援分野

○課題対応アドバイス事業

地域脱炭素に取り組む市区町村に対して、下記の分野において支援を実施。

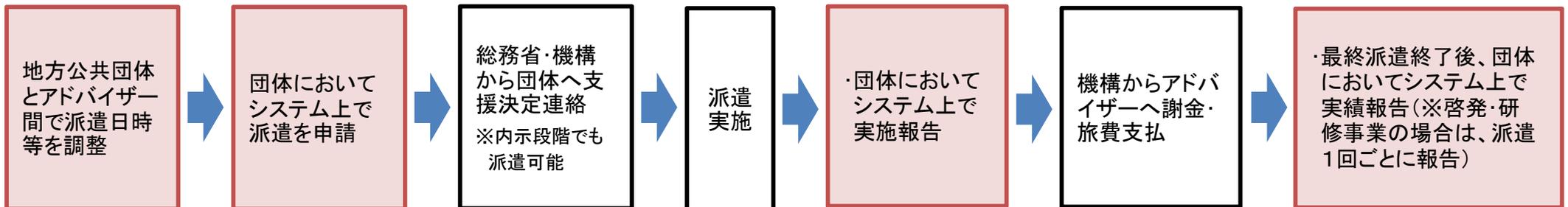
<地域脱炭素ロードマップの重点対策>

- ①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、②地域共生・地域裨益型再エネの立地
- ③公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導
- ④住宅・建築物の省エネ性能等の向上、⑤ゼロカーボン・ドライブ、⑥資源循環の高度化を通じた循環経済への移行
- ⑦コンパクト・プラス・ネットワーク等による脱炭素型まちづくり、⑧食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立

○啓発・研修事業

都道府県が市区町村・公営企業の啓発のため支援分野の研修会・相談会を行う場合に、都道府県に対してアドバイザーを派遣

アドバイザー派遣の流れ



謝金・旅費

○ アドバイザーの謝金・旅費は地方公共団体金融機構が負担する。(謝金単価は原則、1時間あたり6,000円)

※詳細は、地方公共団体金融機構HP掲載の「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業実施の手引き」(下記URL・QRコード)を参照

<https://www.jfm.go.jp/support/development/keiezaimu.html> (機構HPのURL)

(機構HPのQRコード)



庁舎等の公共建築物等における木材利用の促進について

- 令和3年10月1日付けで「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改正され、法の対象が公共建築物から建築物一般に拡大した。
- 農林水産省の特別の機関として木材利用促進本部が設置された。

都市の木造化推進法（平成22年法律第36号）のポイント

<地方公共団体の責務>（第5条関係）

- ・ 地方公共団体は、基本理念にのっとり、経済的社会的諸条件に応じた施策を策定・実施、公共建築物における木材の利用に努める

<基本方針>（第10条関係）

- ・ 木材利用促進本部は、建築物における木材の利用の促進に関する基本方針を定める

<建築物木材利用促進協定>（第15条関係）

- ・ 国又は地方公共団体及び事業者等は、建築物木材利用促進協定を締結することができる
- ・ 地方公共団体は、建築物木材利用促進協定を締結したときは、国の措置に準じて、必要な措置を講ずるよう努める

<木材利用促進本部>（第25条～第28条関係）

- ・ 農林水産省に特別の機関として、木材利用促進本部を置く
- ・ 本部長は木材利用促進本部長とし、農林水産大臣を充てる
- ・ 本部長は総務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣を充てる

【基本方針（令和3年10月1日日本部決定）のポイント】

【地方公共団体による取組】

地方公共団体は、法に規定する責務を踏まえ、公共建築物における木材の利用の促進はもとより、建築物一般における木材利用の促進に向け、地域の実情を踏まえた効果的な施策の推進に積極的な役割を果たす

【建築物木材利用促進協定制度の活用】

地方公共団体は、建築物における木材利用の取組が進展するよう、建築主となる事業者等に対して制度を積極的に周知するとともに、協定を締結した場合には必要な措置を講ずるよう努める

総務省の取組（総務大臣通知の発出等）

- 令和4年1月21日付けで、総務大臣名で各都道府県知事宛に通知を発出し、以下の取組を依頼
 - ・ 庁舎等の公共建築物等における木材利用の促進のため、地域活性化事業債の活用を積極的に検討していただくこと
 - ・ 民間建築物を含む建築物一般で木材利用を促進するため、事業者等に対して建築物における木材利用促進のための協定の締結について積極的に働きかけるとともに、協定を締結した事業者等に対し、必要な支援を行うこと
- 令和4年4月1日付けで、地方公共団体宛に地域活性化事業債の活用について通知を発出し、図書館等の公共施設や庁舎等の公用施設の整備も本事業債の対象となることから、積極的な活用を依頼
- 全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議等の地方公共団体向けの会議においても、同様に依頼

【地域活性化事業債】

- ・ 対象事業：原則全般的に地域木材を利用した施設の整備
- ・ 充当率：事業費の90%
- ・ 交付税：元利償還金の30%を後年度基準財政需要額に算入

【法改正前の総務省の取組】

- 平成28年7月29日付け及び平成30年1月29日付けで、地方公共団体宛に、庁舎等の公共建築物におけるCLTの活用について通知を発出し、積極的な活用を依頼

3 地域の暮らしを守る取組

特定地域づくり事業協同組合制度の概要

根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和2年6月4日施行）

人口急減地域の課題

- ・ 事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
 - ・ 安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない
- ⇒人口流出の要因、UIJターンの障害

特定地域づくり事業協同組合制度

- ・ 地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
 - ・ 組合で職員を雇用し事業者に派遣
（安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保）
- ⇒地域の担い手を確保

人口急減法の概要

- 対 象：人口規模・人口密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断
※過疎地域に限られない
- 認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）
- 特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能

特定地域づくり事業協同組合員



人材 派遣 利用 料金

特定地域づくり事業協同組合
地域づくり人材の雇用 ⇒ 所得の安定・社会保障の確保

財政
支援

認定

市 町 村

〈組合の運営経費〉

1/2市町村助成

1/2
利用料金収入

1/4
交付金

1/8
特別
交付税

1/8
市町村
実質負担

※このほか、設立支援に対する特別交付税措置あり

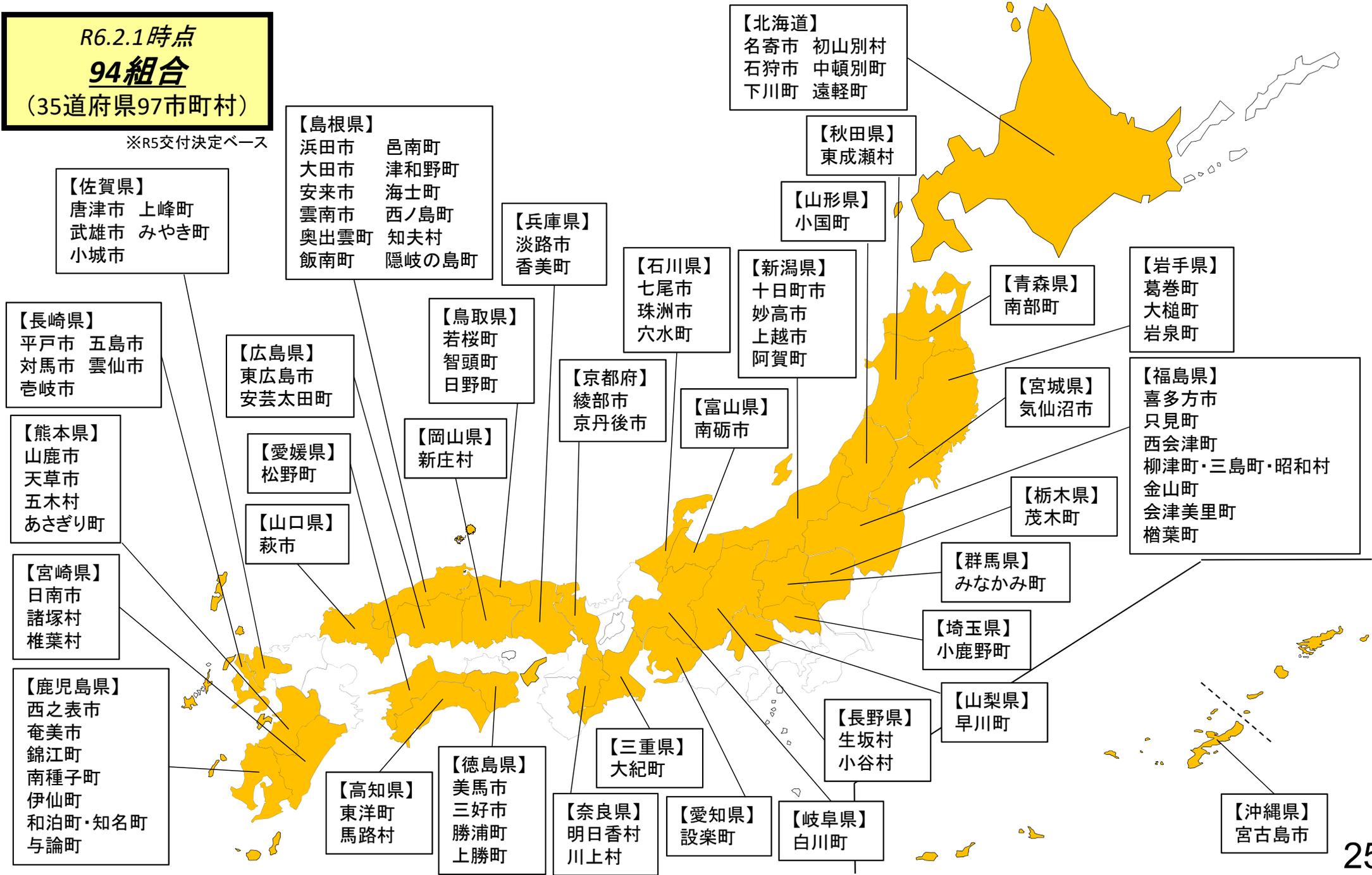
都道府県

情報提供
助言、援助

特定地域づくり事業協同組合 都道府県別認定状況

R6.2.1時点
94組合
 (35道府県97市町村)

※R5交付決定ベース



地域運営組織（RMO）の形成・運営

R6当初予算額(案):0.3億円
R5当初予算額:0.3億円

※RMO : Region Management Organization

地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。

※853市区町村で、おおむね小学校区単位に7,207団体が形成（令和4年度調査）

地域運営組織に対する支援等

○地域運営組織に関する調査研究

- ・実態把握調査
- ・先進事例調査 等

○全国セミナー

- ・国の施策説明、有識者の講演、先進団体の事例発表等を通じ、自治体職員や関係者等の学びの機会を創出

○地方財政措置（普通交付税・特別交付税）

- 1.住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援【市町村】
 - （1）地域運営組織の運営支援
 - （2）住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援
- 2.地域運営組織の経営力支援【都道府県及び市町村】



地域運営組織の活動事例

（特非）きらりよしじまネットワーク（山形県川西町）

- ・高齢者のふれあいサロンや児童クラブ事業など住民の生活支援活動を実施。
- ・コンビニの休憩スペースを利用した産直朝市を実施し、地元農産物の販売を積極的に行っている。



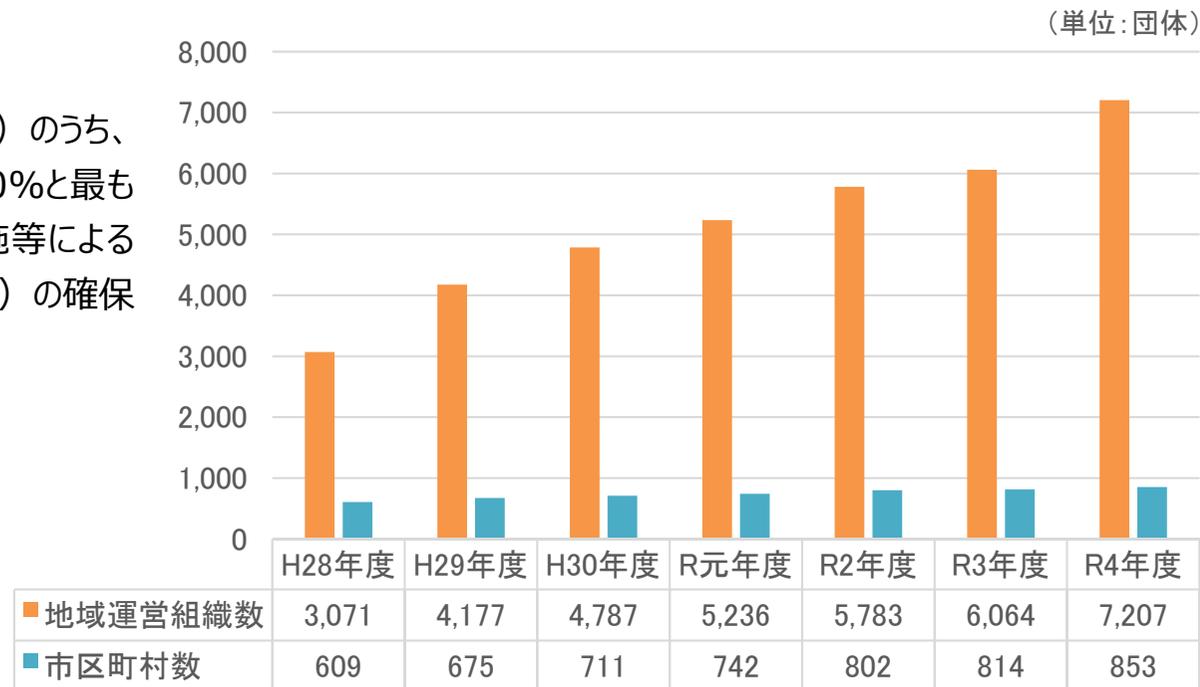
（特非）ほほえみの郷トイトイ（山口県山口市）

- ・移動手段のない高齢者や、一人暮らしで不安を抱えている高齢者をターゲットに、生活に必要な食料や日用品を届ける移動販売サービスを実施。
- ・移動販売車による地域内巡回は、買い物支援のみならず、高齢者の見守りの機能も果たしている。



地域運営組織（RMO）の活動実態

- **団体数** : 令和4年度は地域運営組織が全国で7,207団体が確認され、令和3年度（6,064団体）から1,143団体増加（18.8%増）し、平成28年度に比べて約2倍以上に増加。また、地域運営組織が形成されている市区町村は853市区町村であり、令和3年度（814市区町村）から39市区町村増加（4.8%増）
- **組織形態** : 法人格を持たない任意団体が90.9%、NPO法人が3.9%、認可地縁団体が2.3%
- **構成団体** : 自治会・町内会が構成員となっている地域運営組織は78.2%と最も多く、「地域の福祉活動に関わる団体、民生委員・児童委員」（58.7%）、「地域の子ども・青少年育成に関わる団体」（50.6%）が続く。
(複数回答)
- **活動拠点** : 活動拠点を有する団体が95.3%、このうち66.5%が公共施設を使用
- **活動内容** : 祭り・運動会・音楽会などの運営（68.4%）が最も多く、交流事業（66.8%）、健康づくり（60.2%）、防災訓練・研修（59.1%）などが続く。
(複数回答)
- **収入** : 収入源（第1位から第5位までを複数回答）のうち、「市区町村からの助成金・交付金等」が84.0%と最も多い。また、生活支援などの自主事業の実施等による収入（会費、補助金、寄附金等以外の収入）の確保に取り組む地域運営組織の割合は44.2%
(複数回答)
- **課題** : 活動の担い手となる人材の不足（76.1%）が最も多く、団体の役員・スタッフの高齢化（56.7%）、次のリーダーとなる人材の不足（56.2%）が続くなど、人材に関するものが多い。
(複数回答)



地域運営組織（RMO）の設立・運営に関する地方財政措置（概要）

1. 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援【市町村】

地域運営組織の運営支援や住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援に要する経費

（1）地域運営組織の運営支援

① 運営支援（措置対象：事務局人件費 等）…普通交付税

② 形成支援（措置対象：ワークショップ開催に要する経費 等）…特別交付税

※措置率1/2・財政力補正

（2）住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援

（措置対象：高齢者交流、声かけ・見守り、買物支援、弁当配達、登下校時の見守り、交流事業（子育て、親子、多世代）、子ども食堂、学習支援、相談の場に要する経費 等）…普通交付税

※令和4年度からは、孤独・孤立対策として下線を対象経費に追加している。

※(1)①及び(2)において、普通交付税算定額を上回る経費について、特別交付税による措置を講ずる。措置率1/2・財政力補正

2. 地域運営組織の経営力強化支援【都道府県及び市町村】

自主事業の実施による収入の確保等地域運営組織の経営力強化に要する経費

（措置対象：研修、設備導入、販路開拓に要する経費 等）…特別交付税

※措置率1/2・財政力補正

過疎対策について

1 過疎対策の経緯

- 昭和45年以来、五次にわたり議員立法として過疎法が制定（全て全会一致により成立）。
- 現行の「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」は、令和3年3月に成立し、4月1日に施行。

2 過疎地域の要件

- 市町村ごとに「人口減少要件」及び「財政力要件」により判定。  現在の過疎関係市町村は885団体
(全市町村の51.5%)

3 主な支援策

(1) 過疎法に基づく施策

- ① **過疎対策事業債** (令和6年度計画額 5,700億円 (充当率100%、元利償還の70%を交付税措置))
- ② **国庫補助金の補助率かさ上げ** (統合に伴う公立小中学校校舎の整備等)
- ③ **税制特例** (所得税・法人税にかかる減価償却の特例) ※ 適用期限: 3年間延長 (令和6年3月31日→令和9年3月31日)

(2) その他の施策

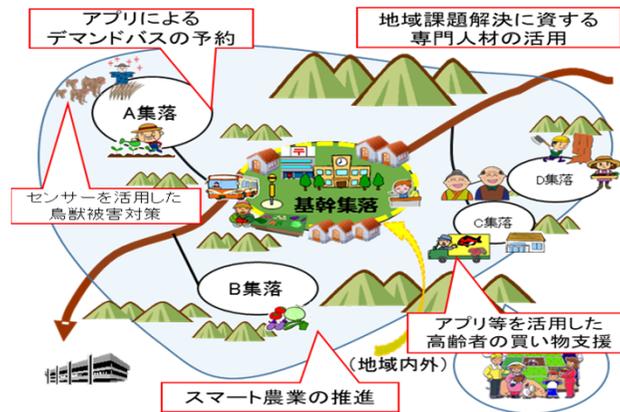
- **過疎地域持続的発展支援交付金** (令和6年度予算(案) 8.0億円)

○ 過疎地域等における地域課題解決のための取組を支援することにより、過疎地域の持続的発展を支援。

1 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において、地域運営組織等が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動等を支援。(過疎地域以外の条件不利地域も対象)
(定額補助)

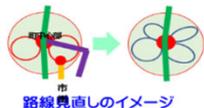
集落ネットワーク圏における取組のイメージ



役場所在地

【事業例】佐賀県伊万里市 (H29～) 地域公共交通 (バス)

黒川町まちづくり運営協議会が主体となり、住民アンケート、住民参加の検討委員会の開催により、
① バスの運行形態を見直し
② スマホ等で運行状況・乗換案内の確認等ができるアプリの開発
[効果] コミュニティバス利用者数の増加、地域コミュニティ活性化



路線見直しのイメージ



アプリのイメージ



コミュニティバス

2 過疎地域持続的発展支援事業

過疎地域の地域課題解決を図り、持続的発展に資する取組として、過疎市町村が実施するICT等技術活用事業、都道府県等が行う人材育成事業を支援。
(市町村：定額補助 都道府県：6/10、1/2補助)

【事業例】熊本県水俣市 (R3～) 遠隔診療

水俣市立総合医療センターとへき地診療所、市内医療機関、介護施設等(13箇所)を結んだオンライン診療を実証的に実施。



3 過疎地域集落再編整備事業

過疎市町村が過疎地域の集落再編を図るために行う定住促進団地整備、定住促進空き家活用等の事業に対して補助。
(1/2補助)

4 過疎地域遊休施設再整備事業

過疎市町村が過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興、地域課題解決を図るための施設整備に対して補助。(1/3補助)

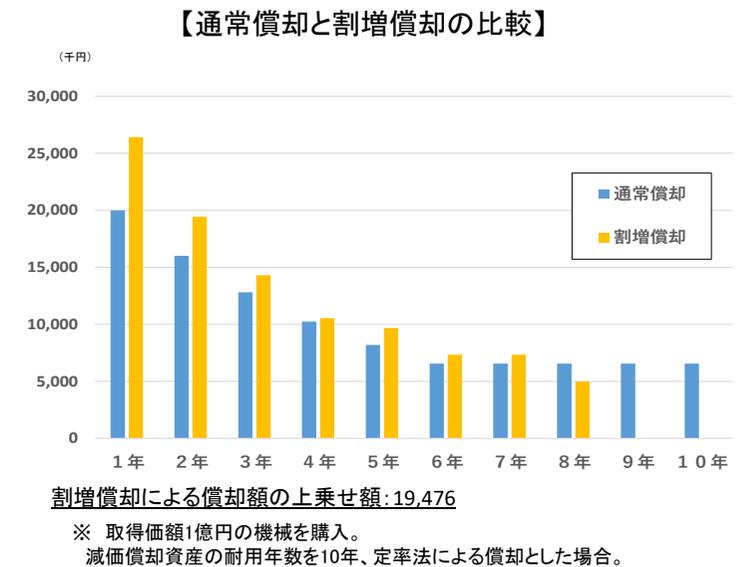
過疎地域における事業用設備に係る割増償却の延長

○ 本年度末が期限である、過疎地域における事業用設備に係る割増償却(所得税・法人税)について **3年間** (~令和9年3月31日)延長

1. 内 容:

- 過疎地域内で個人又は法人が設備を取得等して事業の用に供した場合に5年間の**割増償却が可能**。(所得税、法人税)
→ **課税の繰り延べ効果が発生し、設備投資直後の企業の資金繰りを支援**

事業者の規模 (資本金)		個人又は 5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下	1億円超
対象となる設備投資		機械・装置、建物・附属設備、 構築物の取得等(取得、 製作、建設、改修)	機械・装置、建物・附属設備、 構築物の新增設	
対象 業種 ・ 取得 価額	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
	農林水産物等販売業・ 情報サービス業等	500万円以上		
対象設備・償却率		機械等:普通償却限度額の32% 建物等:普通償却限度額の48%		
減価償却の方法		割増償却(最大5年間適用)		



2. 適用期限: **令和6年3月31日 → 令和9年3月31日まで延長**(令和6年度税制改正の大綱(令和5年12月22日閣議決定))

3. 適用要件: 過疎市町村計画に「産業振興促進事項」を記載(記載事項:区域、対象業種等)

(参考)適用実績

	適用 件数	適用額 (償却限度額)	減収 見込額	本特例を活用した設備投資に 係る新規雇用者数
R3※	31	1.3億円	0.3億円	216人
R4	89	3.7億円	0.9億円	202人

※本税制特例措置は、新過疎法定後、過疎市町村計画を策定
(多くの市町村でR3年9月)以降適用可能だったため、
適用件数が少なかった。

過疎地域における地方税の減収補てん措置の延長

○ 本年度末が期限である、過疎地域における事業用設備を取得等した場合等の課税免除等に係る地方税(事業税・不動産取得税・固定資産税)の減収補てん措置について、3年間(～令和9年3月31日)延長

1. 内 容: 下図のとおり

製造業・旅館業・農林水産物等販売業・情報サービス業等

- 過疎地域内で個人又は法人が事業用設備を取得等した場合
- 取得価額等: 下表のとおり

事業者の規模 (資本金)		個人又は 5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下	1億円超
対象となる設備投資		機械・装置、建物・ 附属設備、構築物の 取得等(取得、製作、 建設、改修)	機械・装置、建物・附属設備、構築物の 新增設	
対象 業種	製造業・旅館業	500万円 以上	1,000万円 以上	2,000万円 以上
取得 価額	農林水産物等販売業・ 情報サービス業等	500万円以上		

条例に基づき課税免除又は不均一課税

事業税	所得金額又は収入金額のうち 当該設備に係るもの
不動産 取得税	当該設備に係る家屋、 当該家屋の敷地である土地
固定 資産税	当該設備に係る家屋、機械・装置、 構築物、当該家屋の敷地である 土地



**都道府県又は市町村の減収分の75%を普通
交付税で補てん(最初に課税免除等を行った年
度から3年間(※1))**

※1: 不動産取得税は当該年度分。

畜産業・水産業(※2)

※2: 過疎地域内で個人が行う畜産業及び水産業に限る。

個人又は同居の親族で事業を行った日数の合計が、当該年における延べ労働日数の1/3
超～1/2以下の場合

条例に基づき課税免除又は不均一課税

事業税	各年の所得金額
-----	---------



**都道府県の減収分の75%を普通交付税で補て
ん(最初に課税免除等を行った年度から5年間)**

2. 適用期限: **令和6年3月31日 → 令和9年3月31日まで延長**する方針

3. 適用要件: 過疎地域持続的発展市町村計画に「産業振興促進事項」を記載 (記載事項: 区域、対象業種 等)

集落支援員 地方財政措置の拡充

○ 集落支援員に対する特別交付税措置の上限額の引上げ（専任1人あたり445万円⇒485万円）

※会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給開始に伴うもの

<集落支援員の概要>

- ・ 地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施

集落支援員の活動イメージ

■ 集落点検の実施

- ・ 市町村職員と協力し、住民とともに集落点検を実施

■ 集落のあり方についての話し合い

- ・ 「集落点検」の結果を活用し、住民と住民、住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての話し合いを促進



□ 集落の維持・活性化に向けた取組や取組主体となる地域運営組織などのサポート

- ① デマンド交通システムなど地域交通の確保
- ② 都市から地方への移住・交流の推進、
- ③ 特産品を生かした地域おこし、
- ④ 高齢者見守りサービスの実施、
- ⑤ 伝統文化継承、
- ⑥ 集落の自主的活動への支援 等

<特別交付税措置>

対象経費

- ① 集落支援員の設置
- ② 集落点検の実施
- ③ 集落における話し合いの実施
- ④ 地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策 に要する経費

措置額

集落支援員1人あたりの上限額 専任 485万円、兼任 40万円

都道府県過疎地域等政策支援員について

○ 過疎地域の持続的発展に資する多様な人材を確保・育成するため、都道府県が専門人材を雇用又は委託し、過疎地域等を支援する経費について特別交付税措置を講じる。

対象団体

都道府県

対象経費

都道府県過疎地域等政策支援員の活動に要する経費(報償費、旅費、委託費等)

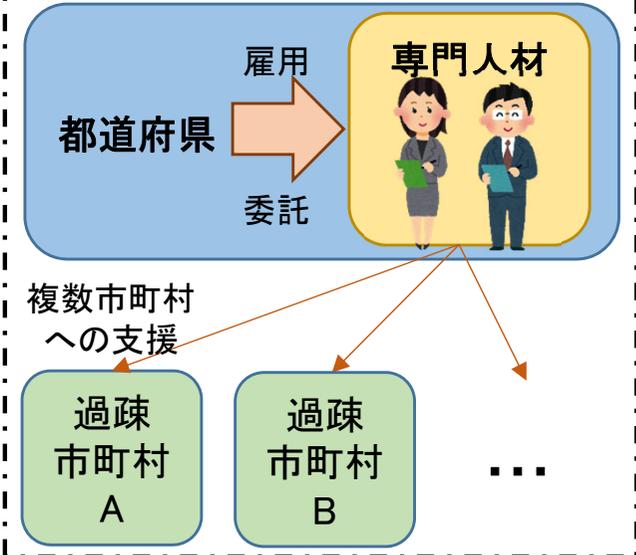
要件

- ① 過疎地域その他の条件不利地域(過疎、山村、離島、半島、奄美、小笠原、沖縄)を有する複数の市町村への支援が対象
- ② 市町村の施策の企画立案、指導・助言、関係者調整等の支援の業務に従事すること
- ③ 都道府県の過疎計画に記載があること 等

財政措置

- ・対象経費の上限額 年間560万円/人
- ・措置率0.5
- ・財政力補正あり

【専門人材の活用イメージ】



業務の例

- ◎産業振興(農林水産業)
 - …販路拡大、ブランド化、6次産業化、経営指導、スマート農林水産業、担い手確保 等
- ◎産業振興(商工業、その他)
 - …サテライトオフィス等の企業誘致、商品開発、創業支援、特定地域づくり事業協同組合支援 等
- ◎産業振興(観光)
 - …観光戦略、DMO支援、観光・宿泊施設の経営改革、インバウンド対策 等
- ◎地域における情報化
 - …情報通信技術の利活用 等
- ◎地域公共交通の確保
 - …地域公共交通網の維持・再編、新技術活用 等
- ◎生活環境の整備
 - …水道事業経営 等
- ◎高齢者等の保健・福祉
 - …地域包括ケアシステム、子育て支援 等
- ◎医療の確保
 - …医療政策支援 等
- ◎教育の振興
 - …ICT教育、農山漁村留学、外国語教育、キャリア教育 等
- ◎集落の整備
 - …集落対策、空家対策 等
- ◎地域文化の振興
 - …文化財保護 等
- ◎再生可能エネルギーの利用推進
 - …再生可能エネルギーの導入支援 等

4 地域におけるDXの推進

地域DXを支える推進体制の構築に向けて

推進体制の構築・拡充の要請

- 地域におけるDXの取組を全国津々浦々に広げていくため、**都道府県と市町村等が連携したDX推進体制を構築**することが必要。
- そのため、1月19日に**都道府県知事・市町村長宛に大臣書簡及び通知を発出し、各都道府県において、推進体制を構築・拡充するよう要請**。
※ 全国のDXに係る現状や推進体制の好事例を示すことで取組を促進。

◆現状

都道府県と市町村との連携は一定程度進んでいるが、一部では効果的な推進体制になっていない可能性。

✓（対市区町村）都道府県と連携していますか？

- ・管内自治体の**60%以上が「連携している」**と回答した地域：**22都府県**
- ・管内自治体の**60%以上が「連携していない」**と回答した地域：**6道県**

◆好事例

推進体制を構築した上でニーズに沿った支援を展開

【熊本県】

- ・全市町村訪問による課題把握
- ・市町村DX研修（中核人材の育成）
- ・情報システムの共同調達
- ・オープンデータの取組支援等

【山口県】

- ・標準化対応の進捗把握
- ・外部人材による相談窓口設置
- ・アナログ規制の点検見直しの牽引
- ・デジタル実装推進事業等

補正予算を活用した伴走支援

地域デジタル基盤活用推進事業 47.5億円【R5補正】の内数

- 地域DXの更なる推進に向けた具体的な課題を把握し、**都道府県と市町村等が連携した地域DXの推進体制の構築・拡充を総務省が伴走支援**することで、地方公共団体が自立的にデジタル実装に取り組める持続的な支援環境を構築。

STEP 01

課題整理・取組方針の共有

- ◆ 各市町村の課題の洗い出し・深掘り
- ◆ 具体的な解決策の検討
- ◆ 都道府県・市町村等による課題の共有、**首長レベルでの取組方針の検討・共有**

STEP 02

推進体制の構築・拡充

- ◆ 首長レベルの合意による**都道府県と市町村の連携によるDX推進のための体制整備**
- ◆ 都道府県と市町村等の連携に基づく地域DXに関する取組を推進

想定される取組(例)

- 共同宣言や協定等に基づく、定期的に情報共有を行う会議体等の設置
- 市町村のDXの進捗状況の共有 ● 共同研修、外部人材確保
- 共同調達 ● DXに取組む個別事業の設定・推進

地域社会課題解決のための具体的なプロジェクト支援

具体的なデジタル実装の取組

- ・ 計画策定支援
- ・ 地域の関係者を巻き込んだプロジェクト推進体制の構築支援
- ・ 課題解決に向けた先進的ソリューションの実証
- ・ 通信インフラの実装

改善

- ・ 地域DX導入後の効果測定・課題探索
- ・ 実装後の運用準備

地域のニーズに応じ
組み合わせて支援

デジタル人材の計画的な確保・育成の推進

① デジタル人材像の明確化等【R5補正：0.2億円（新規）】

- 令和5年12月「人材育成・確保基本方針策定指針」を策定。その中で、デジタル人材の確保・育成に係る留意点を明示
- 令和6年夏頃に「デジタル人材確保・育成に係る参考書」（仮称）を策定予定（R5補正事業により先進団体の調査等の実施）※予算繰越協議中

<デジタル人材に係る留意点概要>

高度専門人材、DX推進リーダー、一般行政職員ごとに想定される人材像や役割を整理し、育成・確保を推進 等

- 職員のデジタル分野の知識・スキル等を把握の上で、求められる人材のレベルごとに育成・確保すべき目標を設定
- 人事担当部局とDX担当部局等の緊密な連携、首長等のトップマネジメント層のコミットメント等によるデジタル人材の育成・確保に係る推進体制の構築
- 自団体だけではデジタル人材の育成・確保が困難な市区町村に対する都道府県による支援
- デジタル分野の専門性・行政官の専門性を合わせて向上させながらキャリアアップを図ることができるキャリアパスの提示

②③ 地方財政措置の拡充 ※いずれも令和7年度までの特別交付税措置（措置率0.7）

② 市町村がCIO補佐官等として任用等に要する経費

⇒ 対象人数を1名から3名に拡充

③ DX推進リーダーの育成に係る経費

⇒ 対象経費に「資格取得のための受験料」を追加※1,2

- ※1 初歩的なものではなく、一定の専門的な資格試験を対象
- ※2 既存の対象経費：研修に要する経費、民間講座の受講料 等

- 都道府県等による市町村支援のためのデジタル人材の確保に要する経費に係る措置も継続

④ 都道府県等による人材確保伴走支援 【R6当初（案）：0.8億円（継続）】

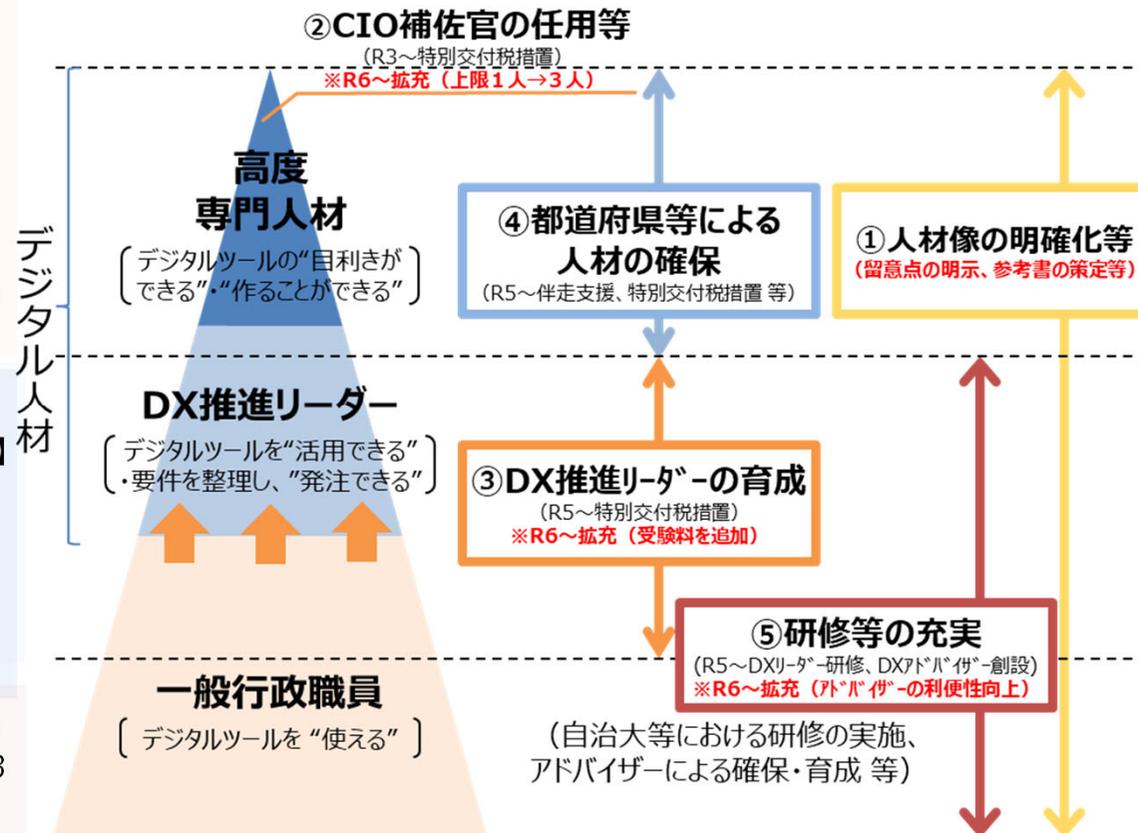
- デジタル人材の確保に意欲のある都道府県等を採用し、デジタル人材確保に向けた取組を伴走支援

- ※ 令和5年度は2団体を採用
- ※ 令和6年3月頃に採択に向けた公募等を実施予定

⑤ 研修等の充実

- DX推進リーダー育成研修の実施のほか、DXアドバイザー※3の支援分野としてデジタル人材の確保・育成を明確化するとともに派遣時間等を柔軟化

<デジタル人材の確保・育成の全体像（イメージ）>



※3 総務省・地方公共団体金融機構の共同事業である「経営・財務マネジメント強化事業」37

5 定住自立圏構想の推進と活気あるまちづくり

「定住自立圏構想」の推進

定住自立圏構想の意義

中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保する「定住自立圏構想」をH21年度より推進し、地方圏における定住の受け皿を形成している。

【ビジョン策定圏域数】130圏域 【協定締結等市町村数】549市町村 (R5.4.1時点)

【圏域に求められる役割】

- ①生活機能の強化 (休日夜間診療所の運営、病児・病後児保育の実施、消費生活法律相談の実施、地場産業の育成、図書館ネットワーク構築 等)
- ②結びつきやネットワークの強化 (デマンドバスの運行、滞在型・体験型観光・グリーンツーリズムの推進、生活道路の整備 等)
- ③圏域マネジメント能力の強化 (合同研修の実施や職員の人事交流、外部専門家の招へい 等)

デジタル田園都市国家構想総合戦略(令和4年12月23日閣議決定)では「定住自立圏において、デジタルを活用した取組の充実を通じ、圏域の更なる発展に向けて取組内容を深化させることが重要である」とされていることから、圏域におけるデジタル技術を活用した取組を促進する。

定住自立圏に取り組む市町村に対する支援

特別交付税

- ・包括的財政措置(平成26年度・令和3年度に拡充)
(中心市 4,000万円程度→8,500万円程度(H26))
(近隣市町村 1,000万円→1,500万円(H26)→1,800万円(R3)) 等

地方債

- ・地域活性化事業債を充当※ (充当率90%、交付税算入率30%)
※医療・福祉、産業振興、公共交通の3分野に限る

※その他、関係各省による事業の優先採択など支援策を実施

地方公務員の人材育成・確保の推進 (R6新規)

- 地方公共団体において、少子高齢化、デジタル社会の進展等により複雑化・多様化する行政課題に対応できる人材を育成するとともに、小規模市町村を中心として、配置が困難な専門人材を都道府県や連携中枢都市・定住自立圏における中心市等が確保するため、地方公務員の人材育成・確保に関する地方交付税措置を拡充・創設。

【定住自立圏における広域的な取組としても措置対象となるもの】

- (1) 地方公務員の人材育成に係る特別交付税措置(措置率0.5)
定住自立圏の中心市が近隣市町村の職員も対象に、「人材育成・確保基本方針」において、特に重点的に取り組むとして明示した新たな政策課題に関し実施する研修
- (2) 地方公務員の人材確保に係る特別交付税措置(措置率0.5)
定住自立圏の中心市が近隣市町村と連携協約を締結の上、近隣市町村が地域の実情に応じて必要とする専門人材(連携協約において規定。保健師・保育士・税務職員・消費生活相談員等)を確保し、派遣する取組 (※)技術職員・デジタル人材の確保については、別途地方交付税措置を講じている。

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律

令和5年6月14日公布
令和5年12月13日施行

背景・必要性

○使用目的のない空家は、この20年で1.9倍、今後も増加。
(1998年)182万戸→(2018年)349万戸→(2030年見込み)470万戸

○除却等のさらなる促進に加え、周囲に悪影響を及ぼす前の有効活用や適切な管理を総合的に強化する必要。



法律の概要

○所有者の責務強化

・(現行の「適切な管理の努力義務」に加え、)国、自治体の**施策に協力する努力義務**

1. 活用拡大

①**空家等活用促進区域** (例)中心市街地、地域の再生拠点、観光振興を図る区域等

- ・市区町村が**区域**や活用**指針**等を定め、**用途変更**や**建替え**等を促進
⇒安全確保等を前提に**接道に係る前面道路の幅員規制**を合理化
⇒指針に合った用途に用途変更等する場合の**用途規制**等を合理化
- ・市区町村長から**所有者**に対し、指針に合った**活用**を要請

②**財産管理人による所有者不在の空家の処分**(詳細は3. ③)

③支援法人制度

- ・市区町村長がNPO法人、社団法人等を**空家等管理活用支援法人**に指定
- ・所有者等への**普及啓発**、市区町村*から情報提供を受け所有者との**相談対応**
※事前に所有者同意
- ・市区町村長に財産管理制度の利用を提案

2. 管理の確保

①**特定空家*化を未然に防止する管理** ※周囲に著しい悪影響を及ぼす空家

- ・放置すれば特定空家になるおそれのある空家(**管理不全空家**)に対し、管理指針に即した措置を、市区町村長から**指導・勧告**
- ・勧告を受けた管理不全空家は、固定資産税の**住宅用地特例(1/6等に減額)**を解除



窓が割れた管理不全空家

②**所有者把握の円滑化**

- ・市区町村長から電力会社等に情報提供を要請

3. 特定空家の除却等

①**状態の把握**

- ・市区町村長に**報告徴収権**(勧告等を円滑化)



緊急代執行を要する崩落しかけた屋根

②**代執行の円滑化**

- ・命令等の事前手続を経るとまがない**緊急時の代執行**制度を創設
- ・所有者不明時の代執行、緊急代執行の**費用**は、確定判決なしで**徴収**

③**財産管理人*による空家の管理・処分**(管理不全空家、特定空家等)

- ・市区町村長に**選任請求**を認め、相続放棄された空家等に対応
※所有者に代わり財産を管理・処分。(注)民法上は利害関係人のみ請求可

【目標・効果】

①空家等活用促進区域の指定数: 施行後5年間で100区域

②空家等管理活用支援法人の指定数: 施行後5年間で120法人

③市区町村の取組により管理や除却等された管理不全空家及び特定空家数: 施行後5年間で15万物件

地方公共団体が行う空き家対策に対する財政措置の概要

- 空家等対策特別措置法の施行に併せ、平成28年度から特別交付税措置を講じている。
 - 補助事業に係る地方負担と単独事業に係る経費のいずれも対象。
 - 措置率0.5、団体の財政力に応じた補正あり。

地方公共団体が行う空き家対策

国庫補助の対象となる事業 (国土交通省「空き家対策総合支援事業」 「空き家再生等推進事業」)

- ・空家等対策計画に基づき行う空き家等の**除却・活用**※
除却後の土地の整備・附帯工事
※予算額等の制限により除却・活用を単独事業として実施する場合あり。
測量費・試験費等を含む。
- ・空き家等の活用か除却かを判断するための**フィージビリティスタディ**
- ・**空家等対策計画策定**や計画策定等に必要な**実態把握**
- ・空き家等の**所有者の特定**
- ・**空家等管理活用支援法人**による空き家の活用等を図るための業務【R6~】
- ・費用回収の見込めない**行政代執行**や行政代執行等に向けて必要となる**法務的手続等**

補助事業に係る地方負担に対して特別交付税措置
(都道府県※・市町村が対象)

※市町村が国庫補助を受けて実施する事業に対する都道府県補助事業も含む

国庫補助の対象とならないソフト経費

- ・空き家対策のための**広報**
- ・空き家に関する**相談窓口の設置**
- ・空き家対策のための**データベースの整備**
- ・**空き家バンクの設置・運営**
- ・空き家の入居者への**家賃補助** 等
※正規職員の人件費等は対象外

単独事業※1として実施する空き家の除却等

- ・空家等対策計画に基づき行う空き家等の**除却・活用**※2・3
- ※1 国庫補助の対象事業だが、予算額等の制限により単独事業として実施する場合
- ※2 空家等対策計画区域内において、空家特措法に基づく助言又は指導を行い、命令するに至っていない「特定空家」(空家特措法第2条第2項)に対するものに限る
- ※3 地方公共団体が所有者等に対して助成を行う場合に限る

地方公共団体が**単独で実施する**
空き家対策に対して特別交付税措置
(市町村が対象)

所有者不明土地対策における総務省の取組

総務省においては、これまでに、①所有者探索に係る情報提供、②所有者情報の把握等による固定資産税の適切な課税、③所有者不明土地等の円滑な利活用・管理の促進について取り組んできたところ。引き続き、自治体における所有者不明土地対策の実施を積極的に支援。

総務省の施策

① 所有者探索に係る情報提供

・ 住民基本台帳ネットワークシステムの利用範囲の拡大

住基法の改正を通じ、所有者不明土地の所有者探索に住基ネットの情報の活用を可能に

※住民基本台帳法の改正(令和5年9月16日施行)

・ 固定資産課税台帳の情報提供

固定資産税の課税のために収集した土地の現況の所有者情報について、所有者不明土地対策等に資するため、関係省庁の求めに応じ、法律の規定に基づいて提供

※平成24年度以降、順次対象を拡大

② 所有者情報の把握等による固定資産税の適切な課税

・ 現に所有している者(相続人)の申告制度の創設

所有者が死亡し相続登記がなされるまでの間において、相続人に対し、氏名・住所等の申告をを求める制度を創設

※令和2年度税制改正(令和2年4月1日施行)

・ 使用者を所有者とみなして課税する制度の拡大

所有者が不明な場合において、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして固定資産税を課することを可能に

※令和2年度税制改正(令和2年4月1日施行)

③ 所有者不明土地等の円滑な利活用・管理の促進

・ 地域福利増進事業に係る課税標準の特例措置の創設・拡充

地域福利増進事業の用に供する土地等に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を創設し、対象を拡充

※令和元年度・4年度税制改正

(令和元年6月1日施行・令和4年11月1日施行)

・ 地方公共団体の所有者不明土地等対策に対する財政措置

地方公共団体が行う所有者不明土地等対策の取組に係る経費について特別交付税を措置

※令和4年度創設

自治体における総務省施策活用イメージ

所有者不明土地特措法に基づく自治体における対策の流れ(イメージ)

所有者不明土地対策計画の策定※・
相談窓口等の体制の整備

※「所有者不明土地対策計画作成の手引き」に基づき策定

土地所有者の探索・調査

(利用の円滑化)

(管理の適正化)

行政代執行等による管理不全状態の解消

土地の利活用(地域福利増進事業の促進等)

自治体が活用できる総務省の施策

- ・ 計画の策定に必要な実態把握調査に対する特別交付税措置
- ・ 相談窓口や所有者不明土地対策協議会の設置等に対する特別交付税措置
- ・ 空き地バンクの運営※に対する特別交付税措置 等

※ 所有者不明土地利用円滑化等推進法人等に運営を委託する場合も含む

- ・ 土地所有者の探索における住基ネット・固定資産課税台帳等の情報の活用
- ・ 土地所有者の探索・調査に対する特別交付税措置

- ・ 行政代執行費用に対する特別交付税措置※ ※地権者からの費用回収が見込めない場合に限り

- ・ 民間事業者が主体となって地域福利増進事業を実施する場合の固定資産税の特例措置 等

PPP/PFIの導入促進（総務省の取組）

- 厳しい財政制約の中で公共施設の老朽化が進む現状を踏まえると、PPP/PFIによる民間の資金やノウハウの活用は重要

1 地方公共団体への周知

- H26.6.30 「『PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプランに係る集中強化期間の取組方針について』の送付及び公共施設等運営権制度における指定管理者制度や公営企業の取扱等について」

→公共施設等運営権制度と指定管理者制度との適用関係、公共施設等運営権設定後の公営企業の取扱等について周知。

- H27.8.28 「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」

→公共施設等運営権制度の積極的導入や公共施設の維持更新・集約化等へのPPP/PFI手法の導入等を要請。

- H27.12.17 「『多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針』について」

→人口20万人以上の地方公共団体に優先的検討規定の策定を要請。

- H28.10 「PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド(国土交通省・内閣府・総務省)」

→PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに関し、先進的に取り組んできた地方公共団体の事例をもとにガイドを作成。

- R2.7 「『PPP/PFI事例集』の御案内」

→R2.4月に内閣府民間資金等活用事業推進室によって作成された事例集について、地方公共団体に周知。

- R3.6.21 「PPP/PFI手法導入優先的検討規定の策定及び運用について(要請)」

→人口10万人以上の地方公共団体に優先的検討規定の策定を要請。※R5.7.24に再度要請

- R4.10.31 「公共調達における民間提案を実施した企業に対する加点措置について(通知)」

→「公共調達における民間提案を実施した企業に対する加点措置に関する実施要領」に基づく取組の推進を要請。

- 加えて、公営企業についても、水道・下水道事業における広域化等及び更なる民間活用の促進のため、「平成31年度の公営企業等関係主要施策に関する留意事項について」等で示している留意点等について、地方公共団体への周知を実施。あわせて、公営企業会計の適用については、新たなロードマップにより、人口3万人未満も含め地方公共団体における取組を一層促進。

PPP/PFIの導入促進（総務省の取組）

2 公共施設等総合管理計画の策定、見直し

- ・ 公共施設等の更新などに際してPPP/PFIは有効な手段であることから、公共施設等総合管理計画の策定、見直しにあたってPPP/PFIを積極的に活用するよう検討することが重要。
- ・ 公共施設等総合管理計画については、各地方公共団体に対して、平成26年度から28年度までの3年間での策定を要請（平成26年4月22日付け総務大臣通知）。あわせて、計画策定等に関する指針を策定（令和5年10月10日改訂）。当指針では、計画の検討にあたってPPP/PFIの積極的な活用を検討するよう明記。
- ・ また、説明会の開催等により地方公共団体における公共施設等総合管理計画の策定、見直しを促進。

3 地方公会計の整備

- ・ PPP/PFIの導入促進のためには、地方公共団体が保有するストック情報を民間事業者に対して開示することが重要。
- ・ 総務省では、各地方公共団体に対して、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で、公表を前提とした統一的な基準による財務書類及び固定資産台帳を整備するよう要請（平成27年1月23日付け総務大臣通知）。分析手法や事例の紹介、「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」や研修等の実施により、予算編成や資産管理等への活用を促進。

4 地方財政措置

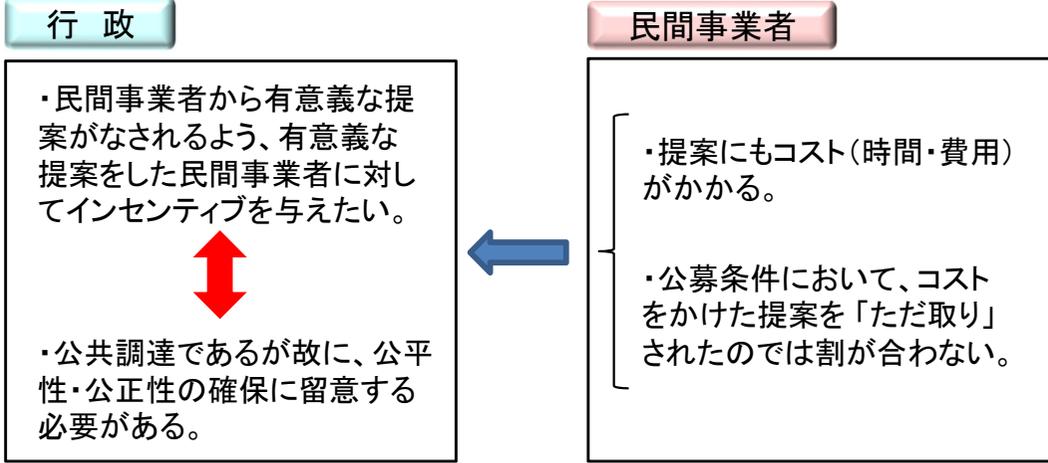
- ・ 地方公共団体がPPP/PFIを導入しても、地方財政上不利にならないよう財政措置を講じる（イコールフットイングを図る）ことが基本。
- ・ 平成27年度から、地方公共団体が国庫補助を受けて実施するコンセッション方式の導入に向けた調査等の準備事業に係る地方負担について、特別交付税措置を講じている。

5 PPP/PFIに係る調査研究

- ・ 地方公共団体においてPFI事業を遂行する際に、実務上課題となることについて、解決策を探るとともに、新たな取組の優良事例を調査研究し、地方公共団体に周知。
- ・ 令和5年度は、「地方公共団体におけるPFIの効果検証に関する調査研究」を実施。

PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド（概要）

<PPP推進に係るボトルネック>



上記ボトルネックを解決するため、「PPP/PFI推進のための入札契約手続きのあり方に関する勉強会」における議論を踏まえて、「PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド」として取りまとめ。

○「PPP/PFI推進のための入札契約手続きのあり方に関する勉強会」構成員

構成員

大森 文彦 弁護士・東洋大学法学部教授	内閣府民間資金等活用事業推進室参事官
小澤 一雅 東京大学大学院工学系研究科社会基盤学専攻教授	総務省自治行政局 地域自立応援課地域振興室長
根本 祐二 東洋大学経済学部教授	国土交通省総合政策局官民連携政策課長
宮本 和明 東京都市大学都市生活学部都市生活学科教授	国土交通省総合政策局 公共事業企画調整課事業総括調整官
村木 美貴 千葉大学大学院工学研究科教授	国土交通省土地・建設産業局 建設業課入札制度企画指導室長

国土交通省資料より作成

ポイント1: ルールの事前明示

(直接・間接の)インセンティブがあり得ることを、提案募集の前に明示。

ポイント2: 中立的な第三者の活用

事業者選定に当たり、外部有識者等からなる第三者機関を活用。

【対話方式の概要】

1. 明示的なインセンティブがなくとも、アイデアや意見がその後の検討内容や公募条件に反映され得ることが民間事業者のインセンティブとなる場合

⇒ a. マーケットサウンディング型

参加事業者を募り、個別ヒアリング等により、意見交換・対話を行うもの

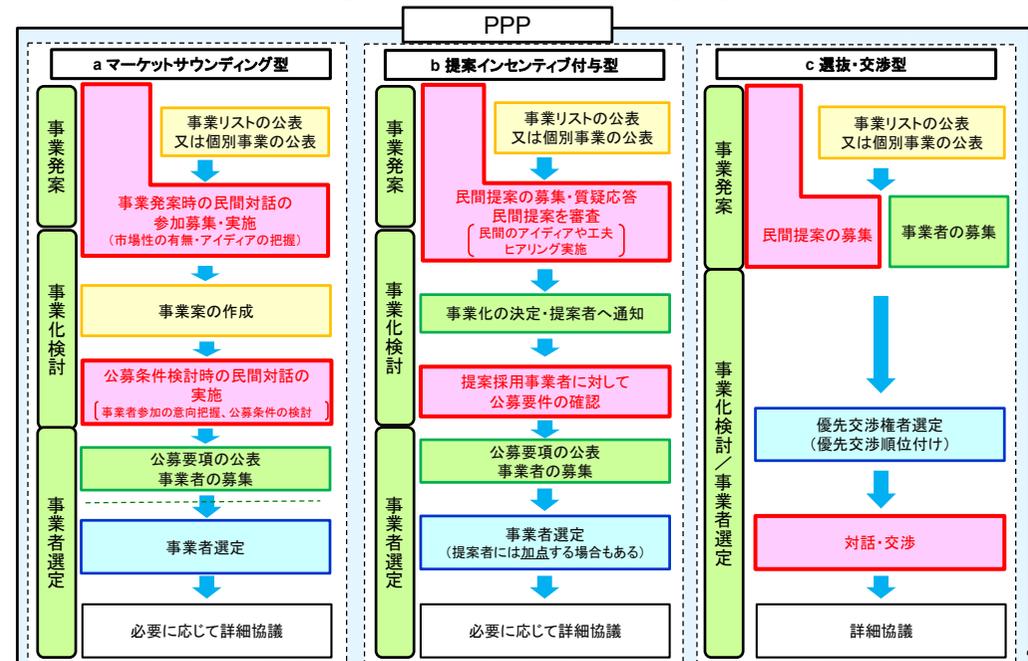
2. 明示的なインセンティブが必要な場合

⇒ b. 提案インセンティブ付与型

事業者選定評価において、提案が採用された事業者に対してインセンティブ付与(加点)を行うもの

⇒ c. 選抜・交渉型

提案内容を審査して優先順位付けを行い、事業内容について競争的対話による協議を行い、協議が調った者と契約するもの



6 地域の国際化の推進

JETプログラム ("The Japan Exchange and Teaching Programme")

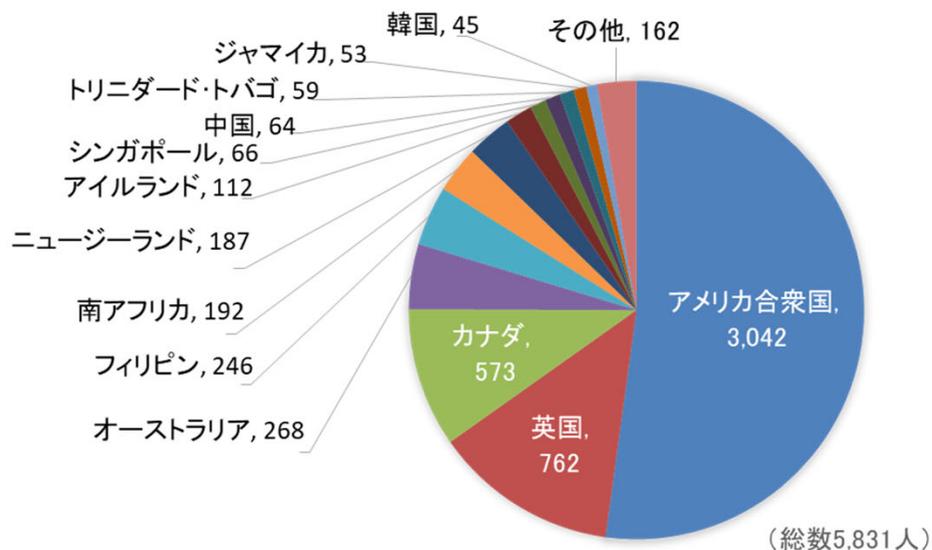
JETプログラム:外国青年を日本に招致、地方自治体等が小中高校での外国語教育・自治体での国際交流業務に活用するプログラム
⇒令和5年で**設立37年**:

累計で世界78か国から約7万7千人(令和5年時点)の外国青年を招致する**世界最大規模の人的交流プログラム**

⇒**小学校での英語教育早期化やインバウンド対策や海外販路開拓、多文化共生等の業務などに有為な人材を供給**

(1) 令和5年度の状況

◆ 招致国別の内訳



◆ 職種別内訳

- **ALT**(Assistant Language Teacher: 外国語指導助手) : 5,355人
⇒ 教育委員会や学校で、外国語教員等の助手として職務に従事
- **CIR**(Coordinator for International Relations: 国際交流員) : 468人
⇒ 地方公共団体の国際交流担当部局等で国際交流活動に従事
- **SEA**(Sports Exchange Advisor: スポーツ国際交流員) : 8人
⇒ スポーツを通じた国際交流活動に従事

(2) 地方財政措置

◆ 都道府県

(金額は令和5年度)

- **地方自治体におけるJET参加者の任用に要する経費(報酬・旅費など)について、普通交付税措置**
(標準団体(人口170万人)の場合、約2億5千万円(JETプログラムコーディネーター※に係る経費の地方交付税措置含む。))
- **私立学校におけるJET参加者の雇用に係る都道府県の助成経費について、特別交付税措置**
(算定: 地方単独事業で一人上限602万円×0.5)

◆ 市町村

- **地方自治体におけるJET参加者の任用に要する経費(報酬・旅費など)について、当該団体のJET参加者数に応じた額を普通交付税措置**
(標準団体(人口10万人)の場合、120万円+JET参加者数×482万円)
- **JETプログラムコーディネーター※に係る経費について、特別交付税措置**
(算定: 地方単独事業で直接要する経費×財政力補正係数×0.5)

※ プログラムコーディネーターとは、JET参加者の地域における生活や、地域における交流活動、教育委員会や各学校現場、国際交流部局における活動に関する連絡調整の円滑化を支援する人材をいう。(H28～ 特別交付税措置(市町村分))

<業務内容例>

- JET参加者が日常生活を送る上で必要な情報の提供や相談
- 緊急事態(病気、事故等)への対応支援
- JET-ALTと教育委員会担当者や学校との連絡調整の支援

J E T地域国際化塾について

J E T地域国際化塾とは

- J E T青年が、地域おこし協力隊などの地域づくり関係者との車座（意見交換）を実施し、地域づくりの優良事例を学ぶとともに、視察や体験を通じて地域活動への理解や関心を深めることで、地域の国際化に資する取組への参画を促す取組を実施（J E T青年が60名程度参加。終了後も継続的な情報提供を実施することで、地域への関心をフォローアップ）。
- 地域づくり関係者においても、J E T青年から得られた新たな視点を踏まえ、更なる地域活性化に資する取組を推進。

(※) J E T : J E Tプログラム (The Japan Exchange and Teaching Programme)。外国青年を招致して地方公共団体等で任用し、外国語教育の充実と地域の国際交流の推進を図る、世界最大規模の人的交流プログラム。昭和62年以降、累計で78か国から約7万7千人を招致している。

これまでの取組の実績と効果

- 平成27年度から令和5年度までに8回実施
(①石川県、②茨城県、③青森県、④宮崎県、⑤鳥取県、⑥兵庫県、⑦福井県、⑧山梨県)
- J E T青年は、地域づくりの現場に触れて感じたその地域の魅力や改善点、地域活性化のためにできる取組や貢献等についてのディスカッションを行うことで、地域を深く理解。
- また、地域社会との積極的な関わりを持つことで、J E Tプログラム終了後も日本と母国との架け橋として活躍。
- 視察を受け入れた地域づくり関係者や地域おこし協力隊においても、新たな目線での地域の魅力の再発見につながっている。

J E Tプログラム参加者
地域への理解の深化と貢献
(終了後も日本と母国との架け橋として活躍)

地域の優良事例の共有

地域づくり関係者
(地域おこし協力隊など)
外国人の視点を踏まえた多様な地域活性化の実現



地域づくり関係者との車座

体験/ディスカッション

第8回JET地域国際化塾（山梨県） 実施概要

山梨県でのJET地域国際化塾の概要

実施期間：令和5年11月15日（水）から11月17日（金）まで

参加者：山梨県内及び県外のJET参加者62名、地域づくり関係者15名程度

<1日目：山梨県における地域活動に関する事例発表>

- 地域活動の魅力、地域活動への参加の意義や貢献について、山梨県内における取組、地域づくり関係者から事例発表、意見交換を行い、JET青年の地域活動に対する関心を喚起。

- ・ 成澤 治子氏（甲府市移住戦略広報官）

「何もない、できないをある、できるへ変える仕事」をテーマに、新たな価値を創出する取組について、甲府市の移住戦略も織り交ぜながら講演

- ・ デビッド・エリス氏（インバウンド・ツーリズム専門家）

インバウンドの需要喚起をテーマに、山梨県魅力をどのようにして

海外の潜在的な需要にアプローチしてきたかなど、これまでの取組について講演



成澤 治子氏の講演の様子



デビッド・エリス氏の講演の様子

<2日目：地域づくりの現場を視察>

- 地域おこし協力隊をはじめとした地域づくり関係者が活動する現場を視察するとともに、地域の文化や伝統産業を継承させるための取組を体験。

（主な視察先：機織り、革製品や印鑑等の伝統産業の工場、地域の方の耕作地等）

- 地域づくり関係者と車座（意見交換）を通じて、地域の魅力を理解。



地域づくり関係者から話を聞くJET青年



印章技術を学ぶJET青年

<3日目：事例発表と現地視察を踏まえた成果発表>

- 地域の魅力、地域を更に発展させる取組などについて、JET青年同士でグループディスカッション

- 各グループの発表に対して地域づくり関係者からの講評を行い、JET青年の地域活動に対する理解を深化させることで、JET青年による地域活動への取組を促進

成果発表の様子



JET青年の地域活動への参画について（JET地域国際化塾の参加者へのアンケート）

- ・ 地域の魅力について、海外在住の家族や国内外の知人（外国人）に対して、SNSを使ってPRする。
- ・ 所属する地域サークルで、地域活性化への取組や地域のコミュニティと外国人が共に住みやすいまちづくりのためにできることに取り組む。
- ・ JET参加者は、外国語授業以外に、地域活性化や文化振興などの様々な地域活動に携わることができることを認識。
- ・ 今回の知見・経験を勤務する学校の生徒にも共有し、地域での活動や文化について学ぶ校外学習を実施する予定。

J E T 青年等の外国人の地域おこし協力隊員の増加に資する取組（令和6年度新規）

1. J E T 青年等の外国人の地域活動への関心喚起

J E T 青年等の外国人で地域活動（地域おこし協力隊）に関心を有する者

(1) J E T 青年等の外国人を対象とする地域活動への関心喚起のイベントの開催

- 県が、J E T 青年等の外国人が参加可能な地域おこし協力隊の活動視察や交流イベントを開催。

【新規①】 J E T 青年等の外国人の地域おこし協力隊への関心喚起のイベント開催等（上記(1)～(3)に特別交付税措置）

- 上 限 額：200万円/県
- 対象経費
 - ・会場借上費、視察先への移動費、諸謝金、参加者の宿泊、交通費、募集広報費、関心調査、情報提供、資料翻訳費、通訳 等

2. 地域おこし協力隊の体験機会付与

地域活動への関心喚起のイベントに参加した外国人のうち、地域おこし協力隊に関心を有する者

(2) イベント参加者と県内受入れ団体のマッチング支援

- 県が、イベント参加者への継続的な広報、イベント参加者の関心調査（隊員となり得るポテンシャル層の把握）を実施するとともに、当該調査結果の県内団体への情報提供を実施。

(3) 外国人の方を対象とするおためし地域おこし協力隊・地域おこし協力隊インターンのサポート

- 県・県内受入れ団体において、外国人の方のおためし地域おこし協力隊・地域おこし協力隊インターンを受入れる場合に、**県が**、外国人の方への特有のサポート（資料翻訳・通訳派遣等）を実施。

3. 採用

イベント参加者である外国人の地域おこし協力隊

(4) 外国人隊員のサポート

- 県が**、県・県内受入れ団体において活動する外国人隊員への特有のサポートを実施。

【新規②】 外国人隊員のサポート（上記の(4)に特別交付税措置）

- 上 限 額：100万円/県
- 対象経費：
 - ・自治体・外国人隊員の研修費、研修資料翻訳、県内の他の外国人隊員との交流経費 等

帰国・他業種へ

「関係人口」として引き続き地域に貢献

外国人の地域おこし協力隊の状況

- 既に外国人の地域おこし協力隊員として、約150名が活躍中（JET経験者含む）。
- 外国人ならではの目線を活用した情報発信、起業、インバウンドの受入れ等により外国籍の隊員の取組は高い評価を得ており、地域おこし活動に外国人を活用することの意義は大きい。

鉱山社宅を利用した県内最高評価のゲストハウス運営

レハン・ネルさん（南アフリカ出身・兵庫県朝来市）



- ・札幌市でALTとして勤務したのち、姫路市のALTであった双子の兄とともに地域おこし協力隊として朝来市へ移住した。
- ・朝来市が改修した鉱山社宅を利用し、ゲストハウスを運営。五右衛門風呂などのレトロな暮らしを体験でき、予約サイトにおいて県内で最も高い評価を得るゲストハウスのひとつとなっている。
- ・写真撮影の腕を活かして制作したPR動画も注目を集めた。
- ・任期終了後も朝来市で暮らすことを希望している。

外国人目線での地域資源の発掘と観光誘客

ベサニー・ジョンソンさん（カナダ出身・徳島県）



- ・佐那河内村でのALTの経験から、地域の魅力を海外に向けて発信することに携わりたいと思い、県の地域おこし協力隊に応募した。
- ・外国人目線で徳島県西部圏域の魅力を掘り起こし、海外に向けて情報発信を行うほか、ALTの経験を活かした観光イベント等での通訳業務や、FAMトリップのアテンドなどで活躍している。
- ・任期終了後も日本の情報を海外に発信する仕事を続けていきたいと考えている。

日本にゆかりのある方々と国内自治体との連携促進

J E T 経験者や海外の日系社会など、日本にゆかりのある方々と国内の自治体の連携を強化し、海外における力強い「地域のサポーター」になって活躍してもらうことを目的とする事業を実施。

(※) J E T : J E T プログラム (The Japan Exchange and Teaching Programme) 。外国青年を招致して地方公共団体等で任用し、外国語教育の充実と地域の国際交流の推進を図る、世界最大規模の人的交流プログラム。昭和62年以降、累計で78か国から約7万7千人を招致している。

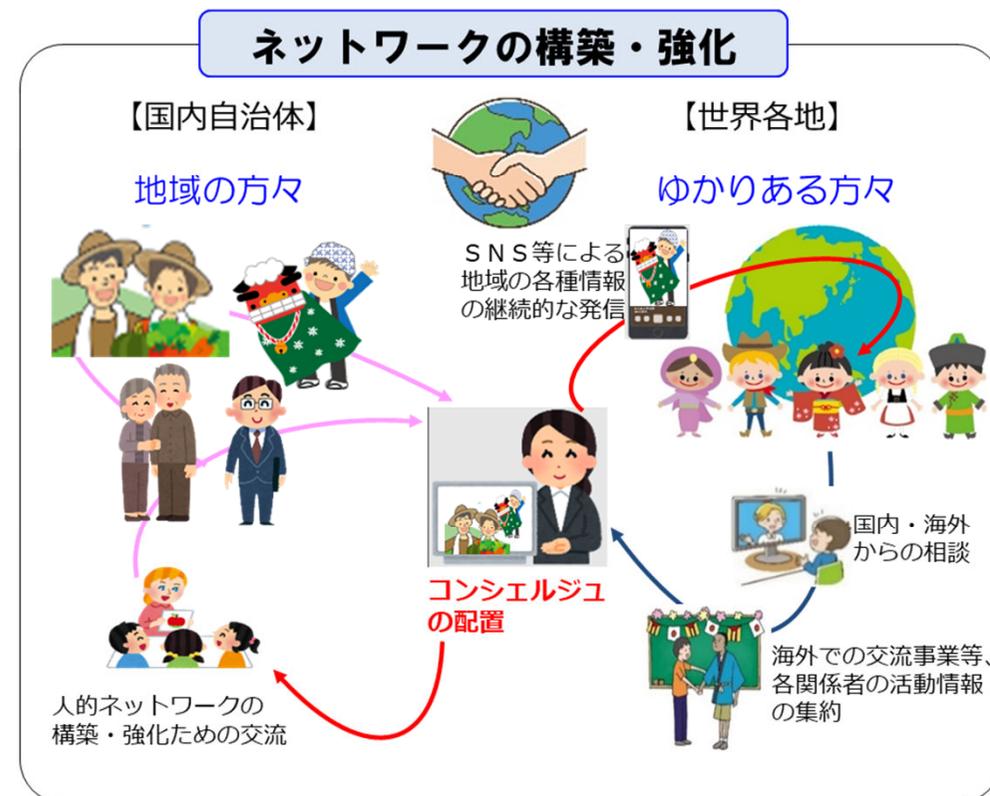
○ J E T 経験者や地域にゆかりのある方々とネットワークの構築・強化

都道府県又は政令指定都市が実施するネットワークの構築・強化のための取組をモデル的に支援

- ・ 国内・海外からの相談窓口、ネットワーク参加メンバーの募集
- ・ SNS や W E B による地域の各種情報の継続的な発信、各関係者からの活動情報等の集約
- ・ 人的ネットワーク構築・強化のための交流事業の実施

【想定されるネットワークの対象】

- ① J E T 経験者
- ② 県人会関係者
- ③ 姉妹都市の関係者
- ④ 元留学生
- ⑤ その他、地域に関心を持ち、海外から地域の強力なサポーターとなってもらえる方



地域における多文化共生施策の推進について

○総務省では、地方公共団体における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定に資するため、「地域における多文化共生推進プラン」を策定しているほか、全国の多文化共生に係る取組の好事例を集めた「多文化共生事例集」を作成し、地域における多文化共生施策を促進。

地域における多文化共生推進プラン（令和2年度）

○ 外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化等の社会経済情勢の変化を踏まえて、令和2年9月に改訂

[具体的な施策]

(1) コミュニケーション支援

- ①行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備
- ②日本語教育の推進
- ③生活オリエンテーションの実施

具体的な事例

(2) 生活支援

- ①教育機会の確保
- ②適正な労働環境の確保
- ③災害時の支援体制の整備
- ④医療・保険サービスの提供
- ⑤子ども・子育て及び福祉サービスの提供
- ⑥住宅確保のための支援
- ⑦感染症流行時における対応

具体的な事例

(3) 意識啓発と社会参画支援

- ①多文化共生の意識啓発・醸成
- ②外国人住民の社会参画支援

具体的な事例

(4) 地域活性化の推進やグローバル化への対応

- ①外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進グローバル化への対応
- ②留学生の地域における就職支援

具体的な事例

[多文化共生施策の推進体制の整備]

- (1) 地方公共団体の体制整備
- (2) 地域における各主体との連携・協働

具体的な事例

多文化共生事例集（令和3年度版）

○ 改訂したプランを踏まえ、また、新型コロナウイルス感染症の拡大による外国人住民への影響等に対応している新たな取組事例を入れて、令和3年8月に公表

[主な掲載事例] () は事例の数

(1) コミュニケーション支援(17)

- ①一元的相談窓口の開設・運営 等(9)
- ②日本語教室での日本人住民と外国人住民の交流の場の創出 等(6)
- ③生活設計支援冊子の作成 等(2)

(2) 生活支援(53)

- ①就学前教室 等(12)
- ②技能実習生の受入環境の整備 等(9)
- ③災害時防災リーダーの養成 等(11)
- ④医療現場への「やさしい日本語」の導入と普及 等(5)
- ⑤外国人保護者とのコミュニケーション支援ツールの作成 等(7)
- ⑥多言語対応が可能な不動産業者の紹介 等(3)
- ⑦動画を活用した情報発信 等(6)

(3) 意識啓発と社会参画支援(12)

- ①外国人住民向けのガイドブックの作成と日本人向けのワークショップの開催 等(7)
- ②多文化共生キーパーソンを活用した地域づくり 等(5)

(4) 地域活性化の推進やグローバル化への対応(9)

- ①観光分野における外国人住民の取組 等(4)
- ②大学とハローワークとの留学生就職支援協定の締結 等(5)

(5) 多文化共生施策の推進体制の整備(6)

- (1) 多文化共生に係る連携体制の整備 等(3)
- (2) 広い主体と連携した指針・計画の策定 等(3)



▲外国人相談窓口の様子



▲外国人防災リーダー養成研修の様子



▲アートプロジェクト(ワークショップ)の様子



▲外国人住民が運営する会社による農業体験ツアーの様子



▲県と町が共催する「地域日本語教室」の様子

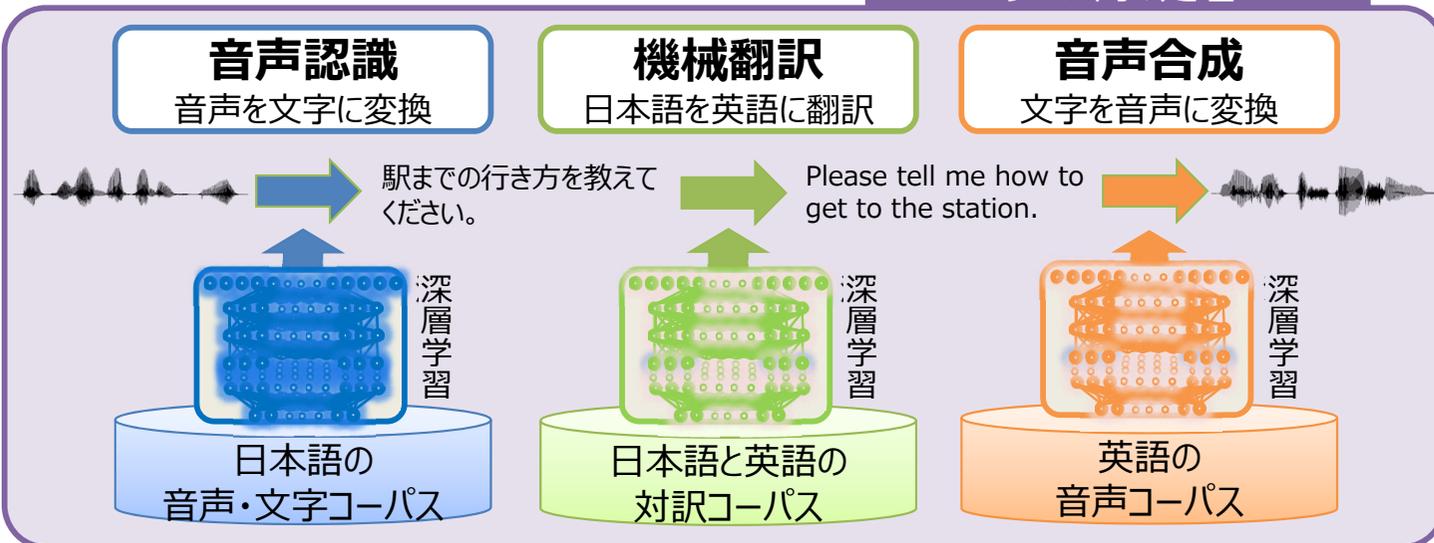
→ **引き続き、地域の実情を踏まえて多文化共生施策を推進するよう地方公共団体に依頼**

多言語翻訳技術の研究開発

➤ 総務省・NICTにおける多言語翻訳技術の研究開発により、訪日・在留外国人対応等を想定した**17言語の逐次翻訳**において、**実用レベルの翻訳精度**（TOEIC900点相当）を実現。更に、**2024年度までに重点対応言語を21言語に拡大**することを目指す。



サーバ内の処理



対応言語(31言語)

重点対応言語 (実用レベル)

訪日・在留外国人対応等を想定した**17言語**

- | | |
|---------|------------|
| 日本語 | スペイン語 |
| 英語 | ブラジルポルトガル語 |
| 中国語 | フィリピン語 |
| 韓国語 | アラビア語 |
| タイ語 | イタリア語 |
| インドネシア語 | ドイツ語 |
| ベトナム語 | ヒンディ語 |
| ミャンマー語 | ロシア語 |
| フランス語 | |

ウクライナ語

(研究開発を通じて2023年度までに重点化)

クメール語 ネパール語 モンゴル語

(研究開発を通じて2024年度までに重点化)

ウルドゥ語 オランダ語 シンハラ語
デンマーク語 トルコ語 ハンガリー語
ポーランド語 ポルトガル語 マレー語 ラオス語

ボイストラ(VoiceTra)アプリ



地域における多文化共生の推進に係る地方財政措置

○「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(令和5年6月9日関係閣僚会議決定)等も踏まえながら、地方公共団体においても多文化共生の推進に係る取組を行う必要があることから、次に掲げる地方財政措置を講じることとしている。

<地方単独事業分>

措置項目	地財措置
①行政情報・生活情報の多言語化の推進に要する経費 対象経費: 相談窓口での通訳業務の委託費・翻訳機器(タブレット端末等)の配備費、行政・生活情報の翻訳経費 等	(市町村分) 特別交付税措置
②先進的な地方自治体の取組事例の横展開に要する経費 対象経費: 多文化共生アドバイザーの活用経費(旅費等)、多文化共生地域会議への出席旅費 等	
③地域に出向いて行う生活オリエンテーション等の実施に要する経費 対象経費: 相談員や通訳の派遣経費、在住外国人向け出前講座の開催経費 等	
④災害時における外国人への情報伝達や外国人向け防災対策に要する経費 対象経費: 災害・防災情報の翻訳経費、外国人向け災害時に外国人対応を行う人材の養成のための経費、災害多言語支援センター等の設置・運営経費 等	(都道府県分・市町村分) 特別交付税措置
⑤定住外国人子弟等に対する就学支援策に要する経費 対象経費: 就学状況、通学等の状況の調査経費、不就学児童の把握のために行う訪問や電話等による調査経費、就学ガイダンスの実施経費、就学パンフレットの作成・配布経費 等	

<国庫補助事業分>

措置項目	地財措置
⑥一元的相談窓口の運営に係る地方負担 ○外国人受入環境整備交付金(法務省所管)を活用して運営する一元的相談窓口に係る地方負担 【参考】補助率: 10/10、運営費1/2(R5当初予算 11億円)	(都道府県分) 普通交付税措置 (市町村分) 特別交付税措置
⑦外国人材の受入・共生のための地域日本語教育推進事業に係る地方負担 ○文化芸術振興費補助金(地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業)(文化庁所管)に係る事業の地方負担 【参考】補助率: 1/2(R5当初予算 6億円)	(市町村分) 特別交付税措置

■ 上記のほか、普通交付税の包括算定経費(国際化推進対策費)において、在住外国人支援等に要する経費※を措置(県分・市町村分)
※ 外国人向け情報誌・パンフレット等作成、外国語表記案内板・標識等設置、在住外国人向け日本語講座、外国人相談活動、外国人による国際理解講座 等
(R5措置額 標準団体当たり 県分:170万円、市町村分:400万円)

自治体等向けの災害時外国人支援ツールについて

一般財団法人 自治体国際化協会 (クレア) では、自治体等向けに災害時における外国人を支援するための様々な支援ツールを公表している。



<公表中のツール>

- 1 災害時多言語支援のための手引き及び多言語災害情報文例集(2024年2月頃改訂版公表予定)
 - ・・・災害多言語支援センターの設置運営の流れ等のマニュアル及び災害時によく使用する文例を14言語に翻訳した文例集
- 2 多言語版在住外国人向け防災行動計画検討ツール・・・水害等が発生する前に自宅の危険を確認し、避難行動を計画できるツール
- 3 災害時多言語表示シート・・・災害時に避難所や公共交通機関などで掲示する情報掲示シート
- 4 避難者登録カード&食材の絵文字(FOOD PICT)・・・体調等の情報を記入するカード及び食べられないものチェックシート
- 5 多言語指さしボード・・・避難所等に避難した外国人と指さしてコミュニケーションができるツール (停電時等においても有効)

1. 平常時

支援体制の整備

防災訓練・避難所運営準備

2. 災害発生時

(災害発生直前→初動対応期→避難生活期→生活再建期)

注意喚起・避難情報の発信

災害多言語支援センター等の設置・運営

避難誘導・災害情報の発信

避難所の巡回

外国人のニーズ把握・対応

多言語での相談対応

3. 災害多言語支援センターの閉鎖

災害時多言語支援のための手引き及び文例集

2024年2月頃改訂版公表予定

在住外国人向け防災行動計画(マイ・タイムライン)検討ツール

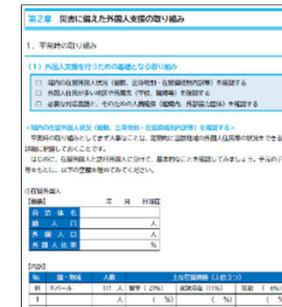
災害時多言語表示シート及び啓発動画

災害時外国人支援用ピクトグラム

避難者登録カード&食材の絵文字(FOOD PICT)

多言語指さしボード

<各ツールの例>



災害時多言語支援のための手引き (2024年2月公開予定資料より) 在住外国人向け防災行動計画(マイ・タイムライン)検討ツール



(飲料水・食料・毛布) があります。

(Drinking water/ food/ blankets) available .

Có [(nước uống / thực phẩm / chăn mền)]

災害時多言語表示シート



FOOD PICT

多言語指さしボード



【事例の概要】

外国人避難者の支援のため、地方公共団体は外国人の避難者名簿を災害多言語支援センターに提供してもよいか。

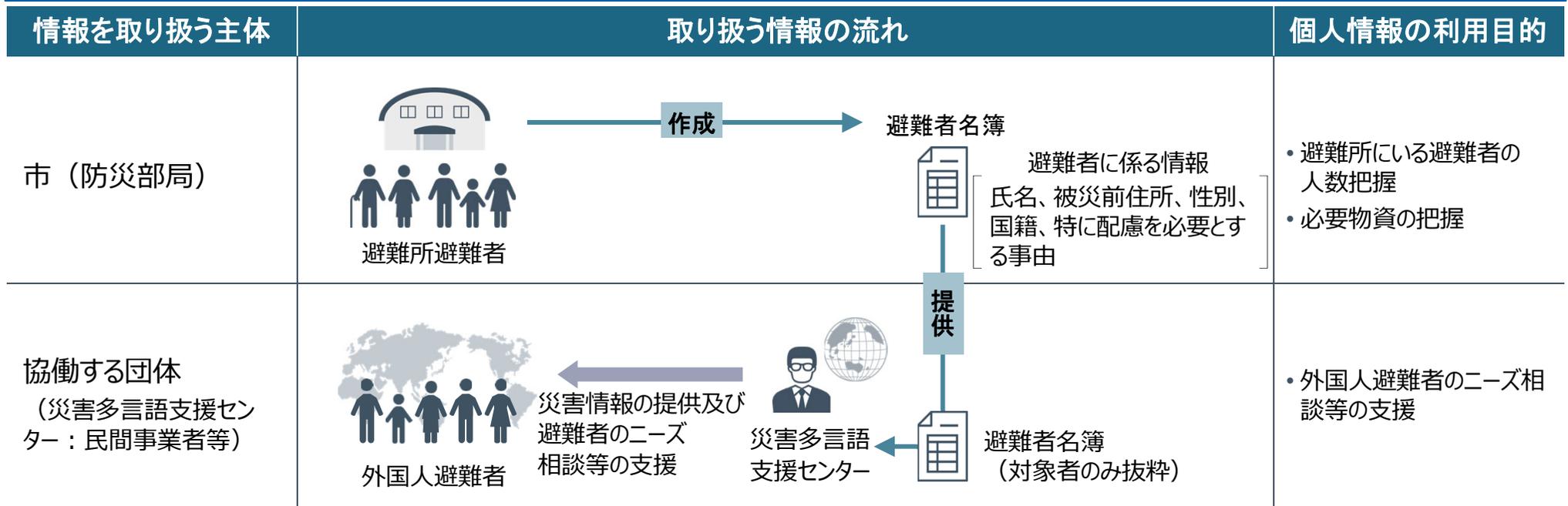
事例のポイント

第1 災害多言語支援センターへの情報提供を利用目的として特定し、本人にその利用目的を明示している場合

災害多言語支援センターへの情報提供、災害多言語支援センターによって避難者へニーズ相談等の各種支援を行う旨を**利用目的に含めておけば、利用目的内として災害多言語支援センターへの提供を行うことが可能**となる（法第61条第1項、第69条第1項）。
このため、災害多言語支援センターへの提供について、利用目的に含めておくことが望ましい。

第2 災害多言語支援センターへの情報提供を利用目的として特定していなかった場合

避難者への各種支援を実施するために個人情報の提供が必要で、かつ、**人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合があるときは、「明らかに本人の利益になる場合」（法第69条第2項第4号）に該当し、災害多言語支援センターへ情報提供できると判断**することは妥当である。



7 その他の施策

再犯防止対策の推進

- 地方公共団体は、「再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)」に基づき、再犯防止等に関し、地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務を有し、「地方再犯防止推進計画」を定めるよう努めるなどとされている。
- 国は、令和5年3月、「第二次再犯防止推進計画」(令和5年3月17日閣議決定)を策定し、平成29年12月に閣議決定された再犯防止推進計画(第一次)の内容を発展させ、再犯防止施策の更なる推進を図ることとしている。

再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)の概要

<目的> (第1条関係)

- 再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与する

<基本理念> (第3条関係)

- 犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 犯罪をした者等が、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

<地方公共団体の責務> (第4条関係)

- **地方公共団体は、**基本理念にのっとり、その**地域の状況に応じた施策を策定・実施**

<連携、情報の提供等> (第5条関係)

- 国及び地方公共団体の相互の連携
- 国及び地方公共団体と民間団体等との緊密な連携協力の確保 等

<地方再犯防止推進計画> (第8条関係)

- **都道府県及び市町村は、**再犯防止推進計画を勘案して、**地方再犯防止推進計画を定めるよう努める**

<基本的施策> (第24条関係)

- 国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じ、基本的施策を講ずるよう努める

再犯防止推進法制定前から協力依頼している事項

- 令和3年7月15日付けで、各都道府県知事、各市区町村長に対して、総務省地域力創造審議官、法務省保護局長の連名通知により、自治体職員から保護司適任者の推薦、更生保護サポートセンターの設置場所の確保、保護司確保に協力した事業主に対する優遇措置(入札参加資格等における優遇)等について協力依頼

 **引き続き、積極的な取組をお願いします!**

地方再犯防止推進計画の策定等について

- 再犯防止推進法に基づき、「第二次再犯防止推進計画」(計画期間R5~R9)を、令和5年3月17日に閣議決定
- 同計画では、国・都道府県・市区町村の役割分担の明確化と地方公共団体の取組への支援等が示されている。

 **地方再犯防止推進計画等*を策定するなど、再犯防止等の推進に向けた取組にご協力をお願いします!**

※47都道府県、525市区町村が策定済(R5.4法務省調べ)

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進

- 都道府県は、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平成28年法律第111号)」に基づき、当該団体の区域の実情に応じた施策を策定・実施する責務を有し、「都道府県計画」を策定するよう努めるなどとされている。
- 国は、同法に基づき、「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」(平成29年6月9日閣議決定。令和5年6月13日変更閣議決定)を策定し、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることとしている。

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律 (平成28年12月16日法律第111号)の概要

<目的> (第1条関係)

- 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めること等により、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって建設業の健全な発展に資する

<基本理念> (第3条関係)

- 建設工事の請負契約において適正な請負代金の額、工期等が定められること
- 建設工事従事者の安全及び健康の確保に必要な措置が、設計、施工等の各段階において適切に講ぜられること
- 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識を高めることにより、安全で衛生的な作業の遂行が図られること
- 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上が図られること

<都道府県の責務> (第5条関係)

- **都道府県は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、当該団体の区域の実情に応じた施策を策定、実施**

<都道府県計画> (第9条関係)

- **都道府県は、基本計画を勘案して、都道府県計画を策定するよう努める**

<基本的施策> (第10条から第14条まで関係)

- 建設工事の請負契約における経費(労災保険料を含む)の適切かつ明確な積算、明示及び支払の促進
- 建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に係る取組の促進等

都道府県計画の策定等について

- 同法に基づく基本計画の変更について、令和5年6月13日に閣議決定。同日付けで、各都道府県知事に対し、総務省地域力創造審議官、厚生労働省労働基準局長、国土交通省不動産・建設経済局長の連名で、地域の実情等を踏まえた都道府県計画の策定等、引き続き建設工事従事者の安全及び健康の確保について積極的な取組を依頼
- 都道府県計画の策定を促進し、建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進するため、全国8ブロックで「地方ブロック建設工事従事者安全健康確保推進会議」及び「地方ブロック建設工事従事者安全健康確保推進行政担当者会議」を設置
 - 政府から都道府県に対し基本計画に関する情報提供・助言
 - 国の取組や先行する都道府県の事例の共有
 - 新たに出てきた課題等の共有 等
- 基本計画を勘案した、都道府県計画の内容
 - 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策についての基本的な方針
 - 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、都道府県が総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項 等
- 都道府県計画の策定等、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進について、積極的な取組を要請
 - 総務省・厚生労働省・国土交通省の連名で事務連絡を发出(H30.10、R1.8、R2.9、R3.10、R5.1、R5.6)

都道府県計画を策定するなど、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進について積極的な取組をお願いします!

アスベスト対策の推進

- **事業者は、その労働者を就業させる建築物等に吹き付けられた石綿等について、粉じんを発散させ、労働者がばく露するおそれがあるときは、除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならないとされている。**(石綿障害予防規則第10条)
- **自治体所有施設について、対策の実施が未了の施設や調査未実施施設が依然としてあるため、早急な対応が必要。**

経緯・現状

- 平成17年6月、アスベストを使用した管や建材のメーカー工場の従業員や工場周辺住民の間で、中皮腫などアスベストが原因とみられる疾病患者が発生し、昭和53年から平成16年までの間に75人が死亡したことが公表。これを端緒としてアスベストによる健康被害が社会問題化。
- 平成17年7月、国はアスベスト問題に関する関係閣僚による会合を開催し、「アスベスト問題への当面の対応」(H17.7)及び「アスベスト問題に係る総合対策」(H17.12)をとりまとめ、以下の対応を進めていくこととされた。
 - ・既存の法律で救済されない被害者を救済するための新法の制定
 - ・建築物の解体時等における飛散・ばく露の防止対策の強化
 - ・建築物におけるアスベストの使用実態の調査とフォローアップ等
- これを受けて、総務省においても、自治体所有施設の調査を実施し、その後もフォローアップ調査を実施しているところであるが、**対策の実施が未了の施設や調査未実施施設が相当数あるため、継続して石綿障害予防規則の遵守の徹底等を要請している。**

〔 R30.11.2、R2.1.20、R3.1.27、R4.1.7、R5.1.6、R6.1.5付け
総務省自治行政局地域政策課長、同局公務員部安全厚生推進室長発出通知 〕

<R5年度の調査結果>

吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウール(レベル1)

都道府県	対策の実施が未了			都道府県	調査未実施		
	施設数	うち都道府県	うち市町村		施設数	うち都道府県	うち市町村
千葉県	19	2	17	福岡県	499	-	499
神奈川県	17	-	17	神奈川県	441	402	39
香川県	12	-	12	高知県	381	-	381
沖縄県	11	9	2	広島県	369	2	367
岐阜県	8	1	7	栃木県	300	-	300
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

※他県を含めた調査結果の詳細は、「アスベストの使用状況及び除去状況に関する調査に係るフォローアップ調査の結果について」(令和6年1月5日付け通知)をご参照ください。

財政措置

【地方財政措置】

公共施設又は公用施設の石綿除去を主な目的とする事業(解体、改造、補修又は応急事業を含む)に地方債(特例債)を充当可能。

【国庫補助制度】

対象施設に応じた各種国庫補助制度あり(アスベスト対策関連予算)

※詳細はホームページ(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/asbestos/index.html>)をご参照ください。

元利償還金の40%
を特別交付税措置

一般
財源

一般単独・一般事業債(石綿対策事業)
(充当率95%)

死因究明等の推進

- 地方公共団体は、「死因究明等推進基本法(令和元年法律第33号)」に基づき、死因究明等に関する施策に関し、地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務を有し、実施状況を検証・評価するための協議会を設けるよう努めるなどとされている。
- 国は、同法に基づき、「死因究明等推進計画」(令和3年6月1日閣議決定)を策定し、死因究明等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることとしている。

死因究明等推進基本法(令和元年法律第33号)の概要

<目的> (第1条関係)

- ・ 死因究明及び身元確認に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定め、死因究明等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって安全で安心して暮らせる社会及び生命が尊重され個人の尊厳が保持される社会の実現に寄与する

<基本理念> (第3条関係)

- ・ 死因究明等が地域にかかわらず等しく適切に行われるよう、死因究明等の到達すべき水準を目指し、死因究明等に関する施策について達成すべき目標を定めて行われること
- ・ 死因究明により得られた知見が疾病の予防・治療をはじめとする公衆衛生の向上・増進に資する情報として広く活用されること
- ・ 災害、事故、犯罪、虐待等が発生した場合における死因究明が、その被害拡大・再発防止その他適切な措置の実施に寄与すること

<地方公共団体の責務> (第5条関係)

- ・ **地方公共団体は**、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、**地域の実情に応じた施策を策定・実施**

<連携協力> (第7条関係)

- ・ 国、地方公共団体、大学、医療機関、関係団体、医師、歯科医師等は、施策が円滑に実施されるよう相互に連携を図りながら協力

<基本的施策> (第10条から第18条まで関係)

- ・ 専門的知識を有する人材を確保するため、医師等の人材の育成、資質の向上、適切な処遇の確保
- ・ 死因究明等の実施体制の充実 等

<死因究明等推進地方協議会> (第30条関係)

- ・ **地方公共団体は**、地域の状況に応じて、**死因究明等を行う専門的な機関の整備その他施策の検討を行う**とともに、**当該施策を推進し、実施状況を検証・評価するための協議会を設ける**よう努める

死因究明等推進地方協議会の設置等について

- 死因究明等推進基本法に基づき、「死因究明等推進計画」が令和3年6月1日に閣議決定。
- 「死因究明等推進計画」では、関係省庁において、地方公共団体を始めとした地方における関係機関・団体に対し、**死因究明等推進地方協議会の設置・活用に向けて協力**するようそれぞれ指示し、又は求めることとされている。
- 令和3年6月1日付けで、厚生労働省医政局長(死因究明等推進本部事務局長)より、各都道府県知事及び市区町村長宛てに文書が発出され、**法第5条の地方公共団体の責務に係る規定や、法第30条の死因究明等推進地方協議会の設置に係る規定等に基づき、同推進計画を踏まえ、死因究明等に関する施策の推進を図っていただくよう依頼**。
- 同日付で、厚生労働省医政局長より総務省大臣官房地域力創造審議官に対し文書が発出され、関係団体及び関係者に対する周知、協力を依頼。

令和4年度末時点で、全ての都道府県において地方協議会が設置・開催された。

引き続き、推進計画を踏まえた施策の推進や地方協議会の活用に向けた協力をお願いします！

成果連動型民間委託契約方式 (PFS) について

PFSアクションプラン(令和5年度～7年度)の概要

(内閣府HP掲載資料)

PFSの普及の現状

- 令和3年度末、100件／82団体でPFS事業が実施。重点3分野(医療・健康、介護、再犯防止)では、65件／66団体で実施。
- PFS事業を検討している地方公共団体は、122団体と一定数見られるものの、多くの団体では未だ導入検討に至っていない。
- これまでの事業は、単年度、小規模のものが半数以上。社会課題の解決に資する本質的なPFS事業の普及は進んでいない。

普及促進の進め方

- 前アクションプランに引き続き、重点3分野の事例を蓄積しつつ、他分野(就労支援、まちづくり、環境など)に横展開を進める。
- 官民連携を通じた社会課題の解決というPFS導入の本来の目的に照らし、「先導的なPFS事業」の形成を促進する。
- 地方公共団体等の委託事業に限らず、社会課題を解決し、その成果に応じて収益が生まれる事業の促進について検討する。

普及促進のKPI

令和7年度末までに達成

- PFS事業案件数**(3年間で90件)
- 重点3分野の新規団体数** (3年間で60団体)
医療・健康、介護、再犯防止分野
- 先導的なPFS事業**※の案件を組成

※先導的なPFS事業

TYPE-A(事例蓄積がある領域)

- アウトカム指標に連動した成果支払
- 複数年度事業
- オープンサウンディング／公募
- 専門機関の助言・監修
- 厳密な評価デザイン
- 便益等の推定
- 5000万以上の事業規模

TYPE-B(事例蓄積が少ない領域)

- アウトカム指標に連動した成果支払
- 複数年度事業
- オープンサウンディング／公募
- 専門機関の助言・監修
- モデル性の高い成果指標の設定

具体的な普及促進の施策

分野横断的に取り組む事項

- ガイドラインの改訂、分野別手引きの充実
- 入門事業パッケージの構築
- PFS活用する地方公共団体等に向けた成果評価、行政実務の**専門家派遣**
- 関係府省や研究機関等が連携し**エビデンス環境を充実**
- PFS活用経験者と連携した**新たな普及啓発・推進体制**の構築
- 交付金の拡充、関係府省補助金等との連携など、普及推進へ**戦略的な予算確保**
- PFS事業で得られた知見を、国等の政策立案、予算措置の検討において活用

医療・健康、介護(厚生労働省、経済産業省)

- 案件形成支援及び標準的モデル構築による横展開の推進**
- 大規模実証事業の成果等を踏まえ、支払額等や成果指標の評価の根拠となるエビデンス環境の整備
- 交付金事業を通じたPFS事業の拡大(活用事例の紹介等)

再犯防止(法務省)

- 分野別の手引きを地方公共団体等へ周知、内容を充実
- 地方公共団体が実施する事業につき、PFSの活用を促進し、その導入を支援

多様な主体・分野への展開

- 民間事業者が主体となる新たな成果連動型事業を促進する方策について検討**
- 就労支援・環境・まちづくり等、多様な分野への展開を図る**

アクションプランの総括

- 令和7年度末までに、成果連動の導入を原則とする事業領域、政策、制度を特定するなど、本アクションプランを総括し、その後の政策に活用。

医療コンテナの活用について

- **医療コンテナは**、医療資機材をコンテナに搭載し、医療機能を運搬可能にする医療モジュールの一種として位置づけられ、現場での建設や機器の設置、接続等の工程を省略できることから、**医療機能を素早く立ち上げ、展開することが可能**。
- また、プレハブやテントと比較して**気密性、清浄性、隔離性に優れており、院内感染予防を図る上でも有効**であることから、複数の病院で発熱外来やPCR検査室目的で導入されている。

※公立病院が医療コンテナを整備する場合には、病院事業債が活用可能。

⇒ **災害対応、大規模なイベント開催、感染症対応等において活用することが有効**と考えられる。

医療コンテナとは

- ・ 医療コンテナは、コンテナ等の中に医療資機材を搭載することで、医療機能を運搬可能にする「医療モジュール」の一種。現場で組立・設置を行う「設置型」と、車輪と一体のトレーラーシャーシ型である「移動型」に大別される。

活用方法

- ・ 東日本大震災(平成23年)や熊本地震(平成28年)等の災害をはじめ、新型コロナウイルス感染症対応の発熱外来、G7伊勢志摩サミットやG20大阪サミット等における現地での医療体制確保等に活用されている。

(災害時における活用方法)

トリアージ・診察、検査、小外科手術、助産救護、透析、指揮所 等

(感染症医療対応における活用方法)

PCR検査、簡易エックス線検査、CT検査 等

(平時における活用方法)

大規模なイベントや医療機関が近隣にない場所でイベントを開催する際の一時救護所、へき地等において巡回診療を行う場合の移動診療施設 等

活用に関する手引き

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/pdf/katuyou_tebiki.pdf

- ・ 医療コンテナの設置・運用に際しては、医療法、建築基準法、消防法等の関係法令に適合する必要がある。導入・活用にあたってのQ&Aなどを掲載した「医療コンテナの利用に関する手引き」を令和5年3月に作成(令和5年7月一部追記)。

※「医療コンテナの利用に関する手引き」(令和5年3月内閣官房国土強靱化推進室)を基に総務省作成

医療コンテナの活用例



医療コンテナの活用に関する手引き

- ・ 医療コンテナの概要
- ・ 医療コンテナの活用方法
- ・ 医療コンテナ等の設置・運用
- ・ 医療コンテナの導入状況
- ・ 導入・活用にあたってのQ&Aについて記載

令和5年3月

(令和5年7月一部追記)

内閣官房国土強靱化推進室

「旧統一教会」問題に係る被害者等への支援

- 「旧統一教会」について社会的に指摘されている問題に関し、国においては、関係省庁連絡会議を開催し、令和4年11月に「被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化のための方策」をとりまとめ、関係省庁による連携した対応に取り組んでいるところ。
- 令和6年1月、関係閣僚会議を開催し、同方策の着実な実行と、被害者等支援の充実・強化を図ることとしている。

関係省庁連絡会議（R4. 8～）

- 「旧統一教会」について社会的に指摘されている問題に関し、悪徳商法などの不法行為の相談、被害者の救済を目的として、関係省庁間で情報を共有するとともに、被害者への救済機関等のあっせんなど関係省庁による連携した対応を検討するため、「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議(※)を開催（R4. 8～）。

※関係閣僚会議の開催に伴い、R6. 1に廃止

- 第3回連絡会議（R4. 11. 10）において、**「被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化のための方策」をとりまとめ、関係省庁による連携した対応**に取り組んでいる。

（相談体制の充実強化のための方策）

- 1 法テラスの抜本的な充実・強化
- 2 消費生活相談等の強化
- 3 警察による適切な関与
- 4 精神的・福祉的支援の充実
- 5 こども・若者の救済
- 6 その他

- 総務省では、同方策を踏まえ、行政相談における対応のほか、相談対応に係る**関係省庁が地方公共団体の担当部署に発出した協力依頼通知をとりまとめ、各都道府県・市町村の総務担当部長あてに情報提供・要請**（R4. 9、R4. 10、R4. 11、R5. 3、R5. 8）。また、法務省から要請を受け、**自治会・町内会等に対し、要保護児童対策地域協議会の取組に係る周知・協力を依頼**（R5. 3）。

関係閣僚会議（R6. 1～）

- いわゆる被害者救済法(※)の制定（R5. 12）を踏まえ、同法の対象宗教法人である「旧統一教会」に係る被害者等への相談体制の強化等の支援を関係行政機関が連携して行うため、「旧統一教会」問題に係る被害者等への支援に関する関係閣僚会議を開催（R6. 1～）。

※「特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律」（令和5年法律第89号）

- 第1回関係閣僚会議（R6. 1. 19）では、**「被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化のための方策」の着実な実行と、被害者等支援の充実・強化策について確認**された。

（支援の充実・強化策）

- 1 元信者等の方々の知見等の活用、関係省庁間の更なる連携による相談・支援体制の強化
- 2 スクールカウンセラー等の拡充等による宗教2世等のこども・若者向け相談・支援体制の強化
- 3 多様なニーズに的確に対応するための社会的・福祉的・精神的支援の充実・強化

 **引き続き、庁内の関係部局間で連絡を密にいただき、相談対応について、適切な対応をお願いします。**

地域力創造グループ施策担当者一覧①

施策名	担当課室	担当者	電話番号
地域力創造推進会議	地域政策課	富永、北海	03-5253-5523
1 地方への人の流れの創出・拡大			
地域おこし協力隊	地域自立応援課	深野、植田、 水城、松木、福本	03-5253-5394
地域活性化起業人（企業派遣型・副業型）	地域自立応援課	手塚、松木、松井	03-5253-5391
地域プロジェクトマネージャー	地域自立応援課	植田、福本	03-5253-5392
移住・定住対策への支援	地域自立応援課	手塚、岩館	03-5253-5391
移住・交流情報ガーデン	地域自立応援課	手塚、岩館	03-5253-5391
関係人口の創出・拡大	地域自立応援課	植田、福本	03-5253-5394
ふるさとワーキングホリデー	地域自立応援課	手塚、松井	03-5253-5391
サテライトオフィスのマッチング支援	地域自立応援課	手塚、福本	03-5253-5391
子ども農山漁村交流プロジェクト	人材力活性化・連携交流室	深野、矢野	03-5253-5392
地域力創造アドバイザー	人材力活性化・連携交流室	深野、山田	03-5253-5394
2 エネルギーの地産地消及び地域脱炭素の推進			
分散型エネルギーインフラプロジェクト	地域政策課	中津留、服部	03-5253-5523
地域脱炭素の一層の推進（脱炭素債・過疎債）	地域政策課	神野、服部	03-5253-5523
G Xアドバイザー	地域政策課	神野、服部	03-5253-5523
木材利用の促進	地域政策課	伊藤、磯辺	03-5253-5523

地域力創造グループ施策担当者一覧 ②

施策名	担当課室	担当者	電話番号
3 地域の暮らしを守る取組			
特定地域づくり事業協同組合	地域振興室	来島	03-5253-5534
地域運営組織	地域振興室	平岡	03-5253-5533
過疎地域の持続的発展の支援	過疎対策室	國金、高野、嶋田	03-5253-5536
集落支援員	過疎対策室	松木	03-5253-5536
都道府県過疎地域等政策支援員	過疎対策室	高野	03-5253-5536
4 地域におけるDXの推進			
地域DXを支える推進体制の構築	地域情報化企画室	神野	03-5253-5525
デジタル人材の確保・育成の推進	地域情報化企画室	高橋	03-5253-5525
5 定住自立圏構想の推進と活気あるまちづくり			
定住自立圏構想の推進	地域自立応援課	手塚、植田 岩館、松井	03-5253-5391
空き家対策	地域振興室	谷垣	03-5253-5534
所有者不明土地等対策	地域振興室	谷垣	03-5253-5534
PPP/PFIの導入促進	地域振興室	松木	03-5253-5533
6 地域の国際化の推進			
JETプログラムの活用等	国際室	桑田、橋口	03-5253-5527
地域における多文化共生の推進	国際室	加藤、片岡	03-5253-5527
7 その他の施策			
再犯防止対策の推進	地域政策課	伊藤、磯辺	03-5253-5523
建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進	地域政策課	伊藤、磯辺	03-5253-5523
アスベスト対策の推進	地域政策課	伊藤、磯辺	03-5253-5523
死因究明等の推進	地域政策課	伊藤、磯辺	03-5253-5523
成果連動型民間委託契約方式（PFS)について	地域政策課	伊藤、磯辺	03-5253-5523
医療コンテナの活用について	地域政策課	伊藤、磯辺	03-5253-5523
「旧統一教会」問題に係る被害者等への支援	地域政策課	伊藤、磯辺	03-5253-5523